

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 2 月 24 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 2 号 委員長報告
- 日程第 5 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同第 1 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議第 2 号 森 8 号線道路改良 (2-1) 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 9 議第 3 号 森 8 号線道路改良 (2-2) 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議第 4 号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 5 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 6 号 令和 4 年度下呂市一般会計補正予算 (第 15 号)
- 日程第 13 議第 7 号 令和 4 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 14 議第 8 号 令和 4 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 議第 9 号 令和 4 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 16 議第 10 号 令和 4 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 17 議第 11 号 令和 4 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 18 議第 12 号 令和 4 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 議第 13 号 令和 4 年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 議第 14 号 令和 4 年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 21 議第 15 号 令和 4 年度下呂市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 22 議第 16 号 令和 4 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 23 市長施政方針説明
- 日程第 24 議第 17 号 財産の譲与について
- 日程第 25 議第 18 号 財産の譲与について
- 日程第 26 議第 19 号 財産の譲与について
- 日程第 27 議第 20 号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議第 21 号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議第 22 号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議第 23 号 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第31 議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第29号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について
- 日程第37 議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について
- 日程第38 議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第40 議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議第42号 下呂市ふれあい広場条例について
- 日程第50 議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第52 議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第53 議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算
- 日程第54 議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第55 議第48号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第56 議第49号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

- 日程第57 議第50号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
 日程第58 議第51号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
 日程第59 議第52号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計予算
 日程第60 議第53号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計予算
 日程第61 議第54号 令和5年度下呂市水道事業会計予算
 日程第62 議第55号 令和5年度下呂市下水道事業会計予算
 日程第63 議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
 日程第64 議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算

(追加日程)

追加日程第1 報第3号 委員長報告

出席議員（14名）

議長	今井政良	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	10番	伊藤嚴悟
11番	一木良一	12番	吾郷孝枝
13番	中島新吾	14番	中島達也

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	細田芳充	会計管理者	中谷三男
総務部長	今瀬成行	まちづくり推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会事務局長	田代浩弐
環境水道部長	田口昇	農林部長	都竹卓
農林部理事	小木曾謙治	建設部長	野村直己
金山病院事務局長	加藤和男	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	遠藤英幸	下呂振興事務所長	細江信章

金 山 振 興
事 務 所 長 池 戸 清 伸

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 今 井 満 書 記 熊 崎 賀 代 子

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井政良君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

なお、環境水道部次長は欠席となっておりますのでよろしくお願いします。

また、下呂振興事務所長及び金山振興事務所長が質疑対応のため出席されますので御了承願います。

これより令和5年第2回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 田口琢弥君、3番 飯塚英夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井政良君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの29日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（今井政良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、財政援助団体等監査結果報告及び例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧いただきますようよろしくお願いします。

◎報第2号について

○議長（今井政良君）

日程第4、報第2号 委員長報告を行います。

閉会中において、産業経済常任委員会で行政視察が行われておりますので、報告を求めます。

産業経済常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○産業経済常任委員長（中島ゆき子君）

おはようございます。

令和5年2月7日から8日にかけて、産業経済常任委員会委員7名と議会事務局職員2名の合わせて9名で、岡崎市、豊田市、郡上市へ管外視察へ行ってまいりました。

その報告をさせていただきます。

岡崎市では、大河ドラマ「どうする家康」を契機とした観光振興について調査を行いました。

初めに、大河ドラマ館を見学し、展示や映像でどのように魅力を発信しているかなど説明を受けました。

引き続き岡崎市役所にて、「どうする家康」活用推進課より、市内経済団体で組織した岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会と連携して、大河ドラマを契機とした観光振興の取組について説明を受けました。

令和3年4月に「どうする家康」活用推進課を設置して取組を始めたこと、大河ドラマが終わった後の取組を考えるアフター大河戦略推進ワーキンググループを既に設置していることなど、先を見越して事業展開がされており、大変参考になりました。

下呂市内の観光情報を発信している「湯めぐり館」で市内の魅力をどう発信していくか、今後議会として協議・提案していく上で大変参考になりました。

豊田市では、市街地近郊に立地されている渡刈クリーンセンターの運営状況や方針に係る計画について調査を行いました。

渡刈クリーンセンターの担当職員からクリーンセンターの概要について説明を受け、施設内を視察いたしました。

当センターでは、ごみを処理した後に発生するスラグをほぼ100%活用するほか、余熱を利用して発電し、施設で利用して余った電気は売却していました。さらに余熱を利用して近くにある老人福祉施設へ温水を送っていました。また、最新の公害防止装置を備えて周辺環境に配慮した施設であり、処理方法など、今後下呂市が計画するクリーンセンター建設の参考になると考えます。あわせて、ごみの減量化に取り組む下呂市にとって豊田市が取り組んでいるリサイクル品目を参考にしていきたいと考えます。

次に、豊田市明治用水水源管理所にて、昨年5月に発生した頭首工の大規模な漏水事故の発生に伴う対応と復旧工事について調査を行いました。

明治用水土地改良区の担当者から漏水が起きた原因と今後の工事について説明を受けた後、現場視察を行いました。

昨年のお米の収穫にはほとんど支障はなかったこと、工事完成まで3年ほどかかることなど、

詳しく説明をいただきました。

郡上市では、長良川木材事業協同組合が運営する東海地区最大規模の製材工場の視察と、木材加工の工程等の現況について調査を行いました。

当工場では、原木を製材するまでの全ての工程を行っており、従業員の平均年齢は30歳代で、地元の高校から毎年2人から3人を採用していること、2025年にはバイオマス発電を稼働する予定であり、現在敷地造成を行っていることなど、担当者から説明を受けました。

当工場の敷地は約10万500平方メートルと広大な施設でしたが、各工程を視察させていただきました。製材の残りや木の皮も捨てることなく利用していることは、1本の木を無駄なく使う環境に優しい取組だと感じました。

岐阜県と郡上市が合同で誘致したもので、白鳥インターチェンジから近い立地条件など、企業誘致に取り組む上で参考にしたいと考えます。

どの視察先も御担当の方には丁寧に対応していただき、下呂市議会においてもおもてなしの心で今後視察を受け入れていきたいと思いました。

最後に、委員からは視察中活発な質問があったことを申し添えて委員長報告といたします。

◎諮第1号及び諮第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第5、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第6、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を議題といたします。

諮第1号及び諮第2号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

それでは、議案書の1ページをお開きください。

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、氏名、栃本幸子氏、年齢61歳、住所は記載のとおりでございます。令和5年2月24日提出。提案理由でございます。人権擁護委員 中川澄子氏が令和5年6月30日に任期満了となるためでございます。

続きまして、議案書3ページをお開きください。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、氏名、二村尚彦氏、年齢65歳、住所は記載のとおりでございます。令和5年2月24日提出。提案理由でございます。人権擁護委員 小池みな子氏が令和5年6月30日に任期満了となるた

めでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号及び諮第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第1号及び諮第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は栃本幸子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第1号については、栃本幸子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は二村尚彦さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第2号については、二村尚彦さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第7、同第1号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第1号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

それでは、議案書5ページをお開きください。

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、河尻明子、年齢59歳、住所は記載のとおりでございます。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。下呂市教育委員会委員 河尻明子氏が令和5年5月13日に任期満了となるためでございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（今井政良君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

◎議第2号及び議第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第8、議第2号 森8号線道路改良（2-1）工事請負契約の変更契約の締結について、
日程第9、議第3号 森8号線道路改良（2-2）工事請負契約の締結について、以上2件を一
括議題といたします。

議第2号及び議第3号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

おはようございます。

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議第2号 森8号線道路改良（2-1）工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、森8号線道路改良（2-1）工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争
入札。3. 契約金額、変更前1億9,470万円、変更後2億338万100円。4. 契約の相手方、岐阜
県下呂市森191番地1、曙開発株式会社、代表取締役 松田秀弘。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。森8号線道路改良（2-1）工事の請負契約の変更契約が、下呂市議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に
付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当する
ためでございます。

次のページをお願いいたします。

変更内容説明資料でございます。1. 仕様書番号、令和3年度の建工第18号でございます。2
の工事名、3の契約金額につきましては、今ほど申し上げたとおりで、契約金額の増減は868万
100円の増額でございます。4の変更理由・内容でございますが、本工事を実施するに当たり、
土工及び既設の構造物の撤去工におきまして、現場の立地条件などから、掘削した土砂等を仮置
きした上で搬出するなど安全確保のための対策が必要になったことから、現場付近に設けた仮置
場への小運搬を追加するなど、施工方法の変更が必要になりました。また、起点側における施工
中の第1工区との接合部分、終点側における地山へのすりつけ部分におきまして、軽量盛土工の
施工延長を4メートル追加変更することで現地との取り合いを調節することなどによりまして、
契約金額を増額して変更契約を締結する必要が生じたものでございます。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議第3号 森8号線道路改良（2-2）工事請負契約の締結について。

森8号線道路改良（2-2）工事について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決
を求める。

1. 工事名、森8号線道路改良（2-2）工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争

入札。3. 契約金額、2億2,110万円。契約の相手方、岐阜県下呂市森191番地1、曙開発株式会社、代表取締役 松田秀弘。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。森8号線道路改良(2-2)工事の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次のページの入札執行結果公表一覧表を御覧ください。

仕様書番号、建工第22号。工事名、森8号線道路改良(2-2)工事。工事概要でございますが、この工事は市道森8号線の一部の区間、計画延長は440メートルでございますが、この区間の道路の拡幅工事を3つの工区に分け、令和2年度から令和7年度の予定で実施をいたしております。このうち第2工区の施工延長158メートルにつきまして、ただいま議第2号で請負契約の変更契約の締結について御提案させていただきました森8号線道路改良(2-1)工事に引き続いて施工するもので、大型の発砲スチロールブロックを盛土台として積み重ねていく軽量盛土工を2,267立方メートルと、積み重ねた発砲スチロールブロックの上部には厚さ15センチのコンクリート床版工215立方メートルを施工いたします。

入札年月日は令和5年1月31日、工期は本契約締結の翌日から令和5年9月29日まででございます。落札者は、先ほど申しあげました契約の相手方とおりで、入札参加者、入札価格等につきましては、一覧表にお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(今井政良君)

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

○14番(中島達也君)

おはようございます。

上程された内容について反対するものではありませんが、ちょっと1つ確認しておきたいことがあります。

この前、議運のときも、道路の幅員とか、あるいは歩道についての質問をさせていただきましたが、この間通りましたら、歩道でないかと思うんですが、非常に踊り場の広い緩やかな階段状になっている構造物が見えたんですが、あれは歩道であるのか、その辺をお答えください。もしそうであるならば、下呂病院も隣接しておりますし、あるいは民間の福祉施設もございます。車椅子等のバリアフリー等は検討されたのか、その辺を確認します。

○議長(今井政良君)

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

御覧になった階段状のものというのが、ただいま説明しました軽量のブロック積みでございますが、この道路でございますが、歩道につきましては山側を予定してございます。現在の歩道を狭いところでも2メートル以上の幅員が取れるような幅を確保いたしまして、山側に歩道を設けます。

ということで、2メートルありますので、当然車椅子同士が擦れ違うこともできますし、バリアフリーには配慮をさせていただいたということでございますし、ただいま申し上げましたブロック側というのはそういうことで車道ということで、歩道は山側片側だけの予定でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井政良君）

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

ありがとうございました。

どちらにしてもそういった検討をされての事業化ということで、その辺は感謝いたします。ありがとうございました。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第2号及び議第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第2号及び議第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第2号 森8号線道路改良(2-1)工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号 森8号線道路改良(2-2)工事請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議第4号及び議第5号について(議案説明・質疑・委員会付託)

○議長(今井政良君)

日程第10、議第4号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第5号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

初めに、議第4号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(今瀬成行君)

おはようございます。

それでは、議案書の11ページをお開きください。

議第4号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。提案理由でございます。市民に分かりやすく効率的な業務運営のための組織改編を行ったが、今後の効率的な事業推進に向け、さらに組織の見直しが必要となったため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、本則で環境水道部を環境部に改めます。

附則関係で、施行日及び条例改正に伴い影響を受ける条例の部名を改めます。

地方公営企業法の規定に基づき、水道事業等の管理者権限に属する事務処理を行う部署を環境水道部から上下水道部に改めます。以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(今井政良君)

次に、議第5号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(田谷諭志君)

おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案書の15ページをお開きください。

議第5号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。目的の類似する基金を統合することにより、基金をより効果的に活用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、積立基金として設置している基金をより効果的に活用するため、下呂市農林水産基金と下呂市ふるさと農村活性化対策基金を統合し、下呂市ふるさと農林水産基金とするものと、下呂市災害援護基金と下呂市災害対策基金を統合し、下呂市災害対策基金として整理を行うものです。

施行日は令和5年2月24日としております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（今井政良君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第4号及び議第5号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しました追加日程第1、報第3号 委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、報第3号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第3号について

○議長（今井政良君）

追加日程第1、報第3号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第10、議第4号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第5号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、以上2件を

議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 森哲士君。

○総務教育民生常任委員長（森 哲士君）

委員長報告をさせていただきます。

本日午前10時5分から下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部担当部局の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和5年第2回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第4号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例については、脱炭素に向けた取組及びごみ処理方法等の取組、また上下水道料金の統一等、両課ともに専属性が増していることから、環境水道部を環境部と上下水道部に分けるというもの。議第5号 下呂市基金条例の一部を改正する条例については、基金の活用状況を踏まえて、目的の類似する基金の整理と効果的な活用を図るために統合するもので、審査の結果、2議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査内容の一部を紹介させていただきます。

議第4号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例については、委員からは、職場の職員の声が出る仕組みを取ってほしいとの意見があり、執行部からは、管理職との面談の実施をしており、職場からの声を取り上げ、働きやすい職場環境をつくっていくとの答弁がありました。

以上、総務教育民生常任委員会の報告とさせていただきます。

◎議第4号及び議第5号について（質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第4号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第4号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第5号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第6号から議第16号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第12、議第6号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第15号）、日程第13、議第7号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、日程第14、議第8号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議第9号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）、日程第16、議第10号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、日程第17、議第11号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、日程第18、議第12号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議第13号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議第14号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第21、議第15号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、日程第22、議第16号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、以上11件を一括議題といたします。

議第6号から議第16号までの11件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第6号から議第16号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、年度末を見据えた事業費や事務費の実績見込み、財源の確定による歳入歳出の増減補正が大半を占めていますが、その中で高騰が続くエネルギー価格の影響により、光熱費についてはこれまでの補正対応でもなお不足が見込まれる経費の増額を計上しておりますし、中学生の海外派遣事業においては、保護者の渡航費用の負担増に対する追加支援を計上しております。

一方で、財政運営関連では、市税及び国の各種交付金などの収納見込みによる増減補正、また普通交付税の追加交付や事務事業の減額補正から生じる財政調整を踏まえ、財政調整基金の繰入

額の減額や災害対策基金への積立てなどの補正予算を計上しております。

また、通常の事務事業を進める中で、やむを得ず年度をまたぐこととなる繰越明許費や債務負担行為補正などを計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井政良君）

次に、議第6号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第6号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下呂市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,453万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億1,719万9,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加、変更で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加で、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は、地方債の変更で、第4表 地方債補正によるものでございます。令和5年2月24日提出。

8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加は、8ページから9ページにかけての22事業で、繰越限度額、事業名は記載のとおりで、繰越しの理由は、年度を超えた実施期間の設定が必要なものや物品の調達、各種調整等に不測の期間を要することなどにより、年度内の完成が見込めなくなったものです。

9ページの下段で、変更は2事業で、繰越限度額の変更は記載のとおりで、変更の理由は事業内のそれぞれの業務、工事において、各種調整等により不測の期間を要する案件が増えたことによる増額変更です。

10ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加は、令和4年度中に事務を進める必要がある5件で、期間、限度額は記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。

変更は、総務債から災害復旧債までの7事業について、それぞれの事業費や財源の確定に伴い、

借入限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。

それでは、事項別明細書にて補正の主な内容を御説明します。

16ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款市税は、1 項市民税から17ページ上段の5 項入湯税までの各項目において、現年度課税分、滞納繰越分の収納見込みによる増減を計上しており、主なもので、市民税は7,747万9,000円の増額、固定資産税は2,310万7,000円の減額を計上しています。

2 款地方譲与税は、1 項地方揮発油譲与税が300万円の増額、2 項自動車重量譲与税が400万円の増額。

18ページへ移っていただきまして、4 款配当割交付金は200万円の減額、5 款株式等譲渡所得割交付金は300万円の減額、6 款法人事業税交付金は1,100万円の増額。

19ページへ移っていただき、7 款地方消費税交付金は200万円の増額、9 款環境性能割交付金は900万円の減額で、いずれも現時点での今年度交付見込額の算出による増減です。

11 款地方交付税は1 億3,141万2,000円の増額で、国の補正予算により、臨時経済対策費として追加交付されたものです。

20ページへ移っていただき、13 款分担金及び負担金、1 項分担金は、県営中山間総合整備事業等の事業費確定に伴うものでございます。

その下、2 項負担金は、入所者数が増えたことによる老人保護措置費負担金の増額でございます。

20ページの下段から21ページまでの14 款使用料及び手数料、1 項使用料に係る補正は、利用実績の減少による牧場使用料の減額や、近接工事の実施に伴う観光施設目的外使用料の増額、入居者の退去による住宅使用料の減額などが主なものです。

22ページをお開きください。

中段の15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金3,206万4,000円の減額は、交付額の決定及び実績見込みによる増減補正でございます。

23ページの上段、2 目衛生費国庫負担金7,365万8,000円の減額は、コロナのワクチン接種に係る経費の減額によるもので、3 目災害復旧費国庫負担金1 億4,812万2,000円の減額の主なものは、令和3 年発生の災害復旧事業費の減額が主なものでございます。

23ページ中段から24ページ中段にかけての2 項国庫補助金は、大半が事業の確定等による補助金の増減で、主なものは23ページ中段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の補助金の減額、その下の出産・子育て応援交付金967万6,000円の増額、コロナのワクチン接種体制確保事業補助金1,320万円の増額などが上げられます。なお、出産・子育て応援交付金の増額については、全額県補助金で計上していたものから、国費相当分が国庫支出金で納入されることが判明したことによる県補助からの振替によるものでございます。

24ページをお開きください。

24ページ下段から25ページ中段の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1,293万円の減額と、2目衛生費県負担金148万9,000円の増額は、今年度交付額の決定及び実績見込みによるものでございます。

26ページをお開きください。

中段の2項県補助金も交付額の決定等による補助金の増減で、主なものは、同ページの2目民生費県補助金の福祉医療費助成事業補助金1,800万円の減額、地域密着型サービス等整備助成事業補助金4,870万2,000円の減額。

27ページ、4目農林水産業費県補助金の中段、機構集積協力金交付事業費補助金2,456万2,000円の増額、農業経営高度化支援事業補助金1,500万円の減額などがございます。

28ページをお開きください。

28ページ下段から29ページまでの3項委託金も事務事業の確定等による委託金の増減でございます。

29ページ中段から30ページ中段までの17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金388万1,000円の増額は、それぞれの基金利子が確定したことによる増額でございます。

30ページ下段から31ページ中段までの18款寄附金6億5,287万2,000円の増額は、主にふるさと寄附金の増額によるものでございます。

31ページ下段の19款繰入金、1目基金繰入金1億525万5,000円の減額は、財政調整基金繰入金を今回の補正の財源調整により1億8,000万円減額するほか、特定目的基金充当事業の事業費または財源の確定、調整による減額と基金の統合に伴う農林水産基金繰入金、災害援護基金繰入金、ふるさと農村活性化対策基金繰入金の増額によるものでございます。

32ページをお開きください。

中段、21款諸収入、3項貸付金元利収入の3,200万円の減額は、小口融資資金預託金の支出見込みによるものでございます。

同ページ中段から33ページまでの5項雑入3,362万7,000円の増額も今年度実績等によるもので、主なものは、1節総務雑入の市町村振興協会交付金1,083万6,000円の増額、33ページ上段の2節民生雑入の生活保護費戻入金555万8,000円の増額、中段5節商工雑入の緊急支援融資保証料補給金返還金915万2,000円の増額などです。

34ページをお開きください。

22款市債につきましても事業費や財源の確定等により起債額を増減調整するもので、主なものは、4目農林水産業債3,220万円の減額、7目消防債2,970万円の減額、8目教育債6,380万円の減額、9目災害復旧債6,660万円の減額などで、全体で1億9,942万9,000円の減額でございます。

35ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出補正は、事業費や事務費の実績見込みや財源が確定したことによる増減補正が大半を占め

ておりますので、それらの説明は省略をさせていただき、新規に追加する事業などを中心に右側の説明欄に沿って説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、別でお配りをしております3月補正予算の概要で100万円以上の増減補正について、その内容などをお示ししておりますので御参照ください。

36ページをお開きください。

下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員等公務災害補償費599万2,000円の増額は、鳥獣被害対策実施隊員の療養補償費と休業補償費の12月までの確定分と見込み分を増額するものでございます。

37ページをお願いします。

下段の5目財産管理費、下呂庁舎等管理費、電気料152万7,000円をはじめ、最下段の小坂振興事務所管理費、38ページの金山振興事務所管理費、馬瀬振興事務所管理費の電気料の増額は、電気料高騰による高圧電力契約施設の電気料不足見込み分でございます。

その下、下呂市民会館管理費臨時の施設整備工事249万円の増額は、電話設備の老朽化により通話等が不安定になることから、機器更新工事を実施するために必要な額の補正です。

下段の財政調整基金費175万5,000円の増額は、基金利子確定によるものでございます。

39ページをお願いします。

同じく5目財産管理費、公共事業基金費2,033万1,000円の増額は、12月補正で増額した入湯税に伴い、積立金2,000万円を増額することが主な要因でございます。

40ページをお開きください。

中段下の6目企画費、ふるさと応援基金費6億5,225万4,000円の増額は、令和4年4月から12月までにいただいたふるさと寄附金を基金に積み立て、令和5年度事業の財源とするものでございます。

43ページをお開きください。

中段、12目自治振興費、小坂地域地域振興事業の指定管理料31万1,000円の増額は、光熱費高騰に伴う道の駅はなももの指定管理料の増額で、12月に補正をお認めいただいておりますが、高騰が続いている現状から不足見込み分を増額するものです。

45ページをお開きください。

中段、同じく12目の道の駅管理運営費の指定管理料68万5,000円の増額は、道の温泉駅かれんに対する指定管理料で、同様の理由によるものです。

その下、道の駅施設維持補修費848万1,000円の増額は、道の温泉駅かれんの温泉循環系ポンプ等に不良が見られ、早期の更新が必要であるため工事費を増額するものでございます。

53ページをお開きください。

上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の償還金、利子及び割引料204万円の増額は、令和3年度国庫支出金の返還金の確定によるものでございます。

53ページ最下段から54ページにかけて記載の2目障がい者福祉費、障がい者自立支援医療給付事業の扶助費237万3,000円の増額は、障がい者医療給付の増加によるものでございます。

55ページをお願いします。

中段の3目高齢者福祉費の老人保護措置費473万8,000円は、措置入所者の増に伴う負担金の増額でございます。

同ページ下段の市立老人ホーム諸経費の指定管理料113万9,000円は、先ほどの説明と同様で光熱費高騰に伴う金山サニーランドの光熱費不足見込み分の増額でございます。

56ページをお開きください。

同じく3目高齢者福祉費の高齢者運転免許講習施設支援事業418万6,000円の増額は、高齢者運転講習を実施している益田自動車教習所に対し運営支援をするものでございます。

同ページ下段、4目介護保険費、介護関連施設管理費の指定管理料350万1,000円の増額は、デイサービスセンター3施設の光熱費高騰に伴う不足見込み分でございます。

その下、介護関連施設整備事業2,121万5,000円の減額は、やすらぎセンター四美の空調設備改修工事に内容変更の必要が生じた264万8,000円の増額と、改修工事について2度にわたる入札の不調により、現設計の精査を含め見直す必要が生じたことによる工事費2,386万3,000円の減額によるものでございます。

58ページをお開きください。

中段、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、児童福祉総務諸経費臨時256万6,000円の増額は、令和元年度、2年度の子ども・子育て支援事業に係る国・県支出金の返還金でございます。

62ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、生活保護臨時事務事業677万7,000円の増額は、令和3年度国庫負担金の確定による返還金でございます。

67ページをお開きください。

最下段の4款衛生費、1項保健衛生費、8目火葬場施設費、火葬場管理運営費152万8,000円の増額は、火葬件数が増えたことによる会計年度任用職員報酬154万円の増額が主なものでございます。

68ページをお開きください。

中段下、9目保健衛生施設費、しみずの湯管理運営費、指定管理料691万8,000円の増額は、しみずの湯の光熱費高騰に伴う不足見込み分でございます。

69ページをお願いします。

69ページ最下段から70ページ上段に記載の2項清掃費、2目塵芥処理費、ごみ処理施設管理運営費の電気料350万8,000円の増額と、同ページ3目し尿処理費、し尿処理施設管理運営費の電気料62万2,000円の増額は、電気料高騰による高圧電力契約施設の電気料不足見込み分でございます。

71ページをお願いします。

中段下の6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営費445万3,000円の増額は、農地利用最適化活動の実績に伴う農業委員会委員報酬545万1,000円の増額が主なものでございます。

73ページをお開きください。

中段、2目農業総務費、ふるさと農林水産基金費1億2,821万1,000円の増額は、基金条例の改正案件で2つの農林関係基金を統合するものとして、両基金から繰り入れて利息分を含め積み立てるものでございます。

74ページをお開きください。

中段の3目農業振興費、農地集積・集約化対策事業2,456万2,000円の増額は、農地中間管理機構を活用した各協力金等の額が明確になったことによるものです。

77ページをお開きください。

最下段、5目農地費、県営水利施設等保全高度化事業475万8,000円は、県営事業の4年度への前倒し施工に伴う県営事業負担金の増額でございます。

80ページをお開きください。

下段の2項林業費、3目治山林道費、集落環境保全整備事業172万5,000円の増額は、流路工整備工事の工事内容の変更によるものでございます。

85ページをお開きください。

中段で8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、道路橋梁総務諸経費臨時547万8,000円の増額は、国道41号門原防災事業の国道事務所が発注する要対策土搬入のための道路改良工事で、道路線形の変更が生じたことから発生する電柱等の移設に係る負担金や補償金でございます。

その下で2目道路維持費、市道維持管理諸経費190万3,000円の増額は、濃飛馬瀬トンネル応急対応工事等負担金の確定によるものです。

86ページをお開きください。

下段、3項河川費、2目急傾斜地崩壊対策費、県営急傾斜地崩壊対策事業677万7,000円の増額は、国の補正予算に伴い増額となった事業費に対する県営事業負担金です。

88ページをお開きください。

中段下で4項都市計画費、4目地域再生計画事業費、社会資本整備総合交付金事業438万円の増額は、幸田2号線電線共同溝の受委託工事委託料で引込み工事の必要性に伴い増額するものです。

93ページをお開きください。

最下段、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費1億571万5,000円の増額は、災害援護基金との統合及び頻発する大災害に備えるための災害対策基金への積立金でございます。

96ページをお開きください。

中段下、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理運営費の電気料405万2,000

円の増額と、98ページになりますが、3項中学校費、1目学校管理費、中学校管理運営費の電気料156万7,000円の増額は、電気料高騰による各学校の電気料不足見込み分でございます。

100ページをお開きください。

4項社会教育費、9目教育国際交流費、中学生姉妹都市交流事業163万7,000円の増額は、渡航費用等の高騰に対する海外交流事業補助金125万円の増額が主なものです。

101ページをお願いします。

最下段で5項保健体育費、2目体育施設費、元気ではつらつ増進施設管理運営費、指定管理料342万円の増額は、金山リバーサイドスポーツセンターの光熱費高騰に伴う不足見込み分でございます。

103ページをお願いします。

中段下、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、過年度補助災害復旧事業は2億1,853万7,000円と大きな減額となっています。こちらは中原西4号線の令和3年8月豪雨における既設ブロックの亀裂に対し、地滑りの影響のおそれがあったことで2億円の工事費を計上していましたが、想定範囲が小規模で、抑止工での対策で済んだことなどが減額となった主な要因でございます。

104ページをお開きください。

14款予備費は、財源調整と年度末における除雪等の緊急対応や今般の見込みが立てにくい電気料不足の発生等を考慮し、1,503万6,000円の増額を計上しています。

105ページをお願いします。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄の合計を御覧ください。

その他の特別職の報酬1,185万3,000円の減額の主なものは、消防団員の災害出動報酬619万4,000円と消防団員報酬932万1,000円の減額などでございます。

106ページを御覧ください。

一般職の給与費明細でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は923万9,000円の増額、手当は2,797万2,000円の減額、共済費は736万円の減額で、いずれも決算見込みによる増減でございます。職員手当の内訳については、下の表のとおりでございます。

108ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与費明細でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬935万円の減額の主な内訳は、放課後児童クラブ指導員・補助指導員700万円、学校給食センター調理員219万8,000円の減額などで不用額の減でございます。

110ページをお開きください。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明いたしました5業務に係る限度額と令和5年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

111ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和4年度末の残高見込額で227億1,781万5,000円となる見込みでございます。

以上で令和4年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第7号及び議第8号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

それでは、113ページをお願いいたします。

議第7号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）。

令和4年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,371万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億7,187万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年2月24日提出。

主な歳入歳出予算補正の説明は、事項別明細書にて行いますので、118ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

上段の1款国民健康保険税、合わせて919万円の増額は、それぞれの収納見込みによるものでございます。

その下、6款県支出金、1項県負担金2億6,139万8,000円の増額は、普通交付金の増額と特別交付金申請額確定に伴う増額及び減額でございます。

119ページをお願いいたします。

上段、6款県支出金、2項県補助金185万7,000円の増額は、減額措置対策費補助金の交付額決定に伴うものでございます。

最下段の9款繰入金、1項繰入金107万4,000円の増額は、職員給与及び一般管理費申請支援事業に伴うものでございます。

120ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、手数料103万4,000円の増額は、特別調整交付金申請に係る国保連合会への手数料増額によるものでございます。

121ページをお願いいたします。

上段、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2億2,600万円の増額は、保険給付費の増加見込みによるものでございます。

その下、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費3,569万7,000円の増額は、高額療養費の増加見込みに伴うものでございます。

122ページから123ページ最上段の3款国民健康保険事業費納付金は、県負担金等の額決定に伴い、財源内容を変更するものでございます。

123ページ最下段、5款基金積立金917万1,000円の増額は、基金利子、歳入歳出決算見込み差額分を積み立てるものでございます。

124ページをお願いします。

7款諸支出金、2項繰入金、1目直診勘定会計繰入金105万7,000円の増額は、小坂診療所運営費の額確定に伴うものでございます。

125ページからは、一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、127ページをお願いいたします。

議第8号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ599万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,824万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年2月24日提出。

主な歳入歳出予算補正の説明は、事項別明細書にて行いますので、130ページをお願いいたします。

歳入の補正でございます。

上段の4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金533万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合会納付金の額決定によるものでございます。

131ページをお願いします。

歳出の補正でございます。

下段の2款後期高齢者医療広域連合納付金533万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合会納付金の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第9号及び議第10号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 稔君）

それでは、補正予算書の133ページをお開きください。

議第9号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）

について御説明いたします。

令和4年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ834万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億7,619万5,000円といたします。款項の区分、金額等は、第1表によります。

第2条は地方債の補正で、その変更は、第2表によります。令和5年2月24日提出。

136ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

介護サービス施設整備事業として限度額を150万円減額し、3,690万円としております。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

138ページをお願いします。

詳細につきまして、事項別明細書にて説明をいたします。

歳入でございます。

1款サービス収入は、1項、施設介護サービス費収入が726万円の減額となるほか、コロナ禍による利用者の減少により、合計で1,035万円の減額となります。

139ページをお願いいたします。

6款繰入金、第1項一般会計繰入金は290万6,000円の増額です。内訳は、小坂老人保健施設分が470万8,000円の増額、これはサービス収入のマイナスによるものです。居宅予防サービス計画事業分が180万2,000円の減額、これは人件費の不用額によるものです。

9款市債の150万円の減額は、老人保健施設整備の事業費確定によるものでございます。

140ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、小坂老人保健施設一般経費は130万円の減額です。空調をガス式から電気式に改修したことにより、ガス代の減額54万6,000円と、ショートステイ用送迎車両の納車が遅れたことによるリース代68万7,000円の減額が主なものです。

141ページをお願いします。

2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、小坂老人保健施設介護サービス事業費は356万5,000円の減額です。これは入所者の減少に伴う使用薬剤の減少によるものです。

中段の3項居宅予防サービス計画事業費、1目居宅予防サービス計画事業費、居宅予防サービス計画事業職員給与費156万円減額は、職員手当の不用額によるものです。

142ページをお願いいたします。

3款施設整備費、1項施設整備費、1目施設整備費、小坂老人保健施設整備事業費は191万8,000円の減額です。空調設備改修工事の入札差金146万4,000円の減額が主なものです。

143ページからは給与費明細書、145ページは起債の現在高見込み調書です。

145ページをお願いいたします。

起債の現在高につきましては、今年度中に3,690万円を借り入れ、296万5,000円を償還、年度末残高として6,983万6,000円を見込んでおります。

続いて、147ページをお願いいたします。

議第10号です。令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）について御説明いたします。

令和4年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ475万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億8,830万1,000円といたします。款項の区分、金額等は、第1表によります。令和5年2月24日提出。

それでは、事項別明細書で歳入歳出補正の主な内容を説明させていただきますので、152ページをお開きください。

歳入でございます。

153ページの最下段を御覧ください。

10款繰入金、1項一般会計繰入金322万4,000円の減額は、人件費、事務費の補正に基づくものでございます。

歳入は以上でございます。

155ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理諸経費98万8,000円の減額は、総合行政情報システムの介護保険システム改修費の不用額103万9,000円が主なものでございます。

156ページをお願いいたします。

中段の1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、介護認定審査会費の77万7,000円の減額は、認定審査会におけるペーパーレスシステムが試用対応、いわゆるモデル事業対応となったことによる諸使用料114万5,000円の減額が主なものです。

歳出は以上になります。

158ページから160ページは給与費明細書でございます。

以上で2特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第11号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

161ページをお願いいたします。

議第11号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）について御説明いたします。

令和4年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ18万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,799万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表によるものでございます。令和5年2月24日提出。

164ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。

起債の目的は、診療施設整備事業で限度額を6,690万円から6,550万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

それでは、主な歳入歳出予算補正の説明は事項別明細書にて行いますので、167ページをお願いいたします。

歳入の補正でございます。

1款診療収入、1項医業収益、合わせて624万5,000円の増額は、外来患者増加に伴う収入見込みによるものが主なものでございます。

その下、2項介護収益、合わせて400万円の減額は、長期療養収益の減額と短期療養収益の増額、その他の介護収益の増額見込みによるものでございます。

167ページ最下段をお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目直診補助金120万円の減額は、医療提供体制確保支援補助金が見込めないことによる減額でございます。

168ページ最下段、7款繰入金、1項繰入金、1目繰入金の一般会計繰入金115万9,000円の減額は主に人件費の減額、他会計繰入金105万7,000円の増額は診療所運営費の確定に伴うものでございます。

169ページをお願いします。

10款市債140万円の減額は、診療所施設整備の工事額の確定に伴うものでございます。

170ページをお願いします。

歳出でございます。

170ページ下段から171ページにかけての2款医業費、1項医業費、1目医業費327万5,000円の増額は、診療所職員の職員手当の増減補正によるものと、医薬材料費の増額に伴うものでございます。

171ページ最下段から172ページの3款施設整備費、1項施設整備費400万5,000円の減額は、それぞれの事業費の確定による減額でございます。

174ページからは給与費明細書でございます。

178ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

表の右下が令和4年度末の残高見込額で1億1,953万2,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第12号について詳細説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

それでは、補正予算書179ページをお開きください。

議第12号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも735万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年2月24日提出。

180ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

詳細は事項別明細書で説明しますので、182ページを御覧ください。

歳入の補正でございます。

下段の第4款諸収入、3項雑入、1目雑入の32万4,000円の増額は、財産区有林内での関西電力高圧送電線保全に伴う線下伐採発生に伴う補償料でございます。

183ページを御覧ください。

歳出の補正でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の56万7,000円の増額と、2款財産管理費、1項事業費、1目造林事業費の24万2,000円の減額は、歳出見込み及び事業費の確定に伴う不用額の減額と同減額分と歳入で説明しました補償料等を下呂財産区管理運営基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第13号について詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田代浩武君）

議案書185ページをお開きください。

議第13号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,353万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によります。令和5年2月24日提出。

188ページからの事項別明細書で御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主に今年度の決算見込みにより予算を調整するものでございます。

まず歳入の1款繰入金、1項一般会計繰入金は、準要保護児童・生徒の給食費分で185万1,000円の減額となります。

3款諸収入、1項雑入は173万2,000円の増額で、内訳は給食費負担収入のうち現年度分及び過年度分の増額、その他の雑入で、全体で11万9,000円の減額となっています。

189ページを御覧ください。

歳出では、1款1項学校給食費で、学校の賄材料費などの増額、消費税の減額により、全体で11万9,000円の減額といたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第14号及び議第15号について詳細説明を求めます。

環境水道部長。

○環境水道部長（田口 昇君）

それでは、補正予算書191ページをお開きください。

議第14号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）であります。

第1条、令和4年度下呂市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水件数は77件減の1万3,153件に、総給水量は18万4,388立方メートル増の430万1,388立方メートルに、1日平均給水量は506立方メートルの増で1万1,785立方メートルに、主要な建設改良事業費は8,968万1,000円増額の2億9,532万1,000円とするものであります。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

水道事業収益は、581万7,000円を増額し、8億8,412万9,000円とする。

水道事業費用は、423万3,000円を減額し、12億5,848万1,000円とするものです。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が基本的支出額に対し不足する額1億4,326万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億1,624万3,000円及び消費税資本的収支調整額2,702万3,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,191万5,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億1,501万5,000円及び消費税資本的収支調整額2,690万円を補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

192ページをお開きください。

資本的収入は、578万6,000円を増額し、5億1,947万6,000円とする。

資本的支出は、443万5,000円を増額し、6億6,139万1,000円とするものです。

第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を1,791万5,000円減額し、4,971万7,000円とするものです。令和5年2月24日提出。

詳細については補正予算実施計画で御説明しますので、193ページをお開きください。

上段の水道事業収益のうち1目給水収益522万5,000円を増額は、観光関連の需要増などにより上水道の給水量が伸びていることによる増額補正であります。

2目その他営業収益59万2,000円を増額は、水道検査や給水開始などの手数料件数の確定に伴うものであります。

下段の水道事業費用のうち1目原水及び浄水費1,337万1,000円及び2目の配水及び給水費184万3,000円を増額は、主に電気料高騰に伴う施設管理費増によるものであります。

3目の総係費1,944万7,000円の減額は人件費の補正で、1名減員分などを計上したことによるものであります。

続きまして、194ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

上段の資本的収入578万6,000円を増額は、水道新規加入に伴います負担金・分担金件数の確定によるものであります。

下段の資本的支出の443万5,000円を増額は、現在J R萩原踏切への水道管設置のため土質調査を実施しておりますが、J Rからの要請で調査項目などが増えたことに伴います委託料の増額であります。

195ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書がございます。御確認をお願いいたします。

続きまして、議第15号につきまして御説明します。

補正予算書205ページをお開きください。

議第15号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

第1条、令和4年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市下水道事業会計第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

下水道事業費用は、12万6,000円を増額し、19億4,634万5,000円とするものです。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を12万6,000円増額し、2,919万3,000円とするものです。令和5年2月24日提出。

詳細については補正予算実施計画で御説明しますので、206ページをお開きください。

下水道事業費用の12万6,000円を増額は、人件費で今年度末に不足額が生じる給料及び賞与引当金などについて増額補正するものです。

207ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書がございます。御確認ください。

以上で議第14号及び15号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第16号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、補正予算書215ページをお開きください。

議第16号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）です。

第1条、令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款下呂温泉合掌村事業費用の第1項営業費用について、1,208万8,000円を減額補正し、補正後の額を1億9,835万8,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的支出額に対して不足する額668万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金600万円及び消費税資本的収支調整額68万3,000円」を、「資本的支出額に対して不足する額8万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7万5,000円及び消費税資本的収支調整額8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、第1項建設改良費において、660万円を減額補正し、補正後の額を91万3,000円とするものです。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費について、90万6,000円を減額補正し、補正後の額を7,357万7,000円とするものです。令和5年2月24日提出。

次のページから222ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などがございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、224ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の詳細を説明いたします。

実施計画明細書の収益的収入及び支出です。

支出の部の下から4段目の2目施設経営費は、補正額1,118万7,000円の減額です。

報償費、広告宣伝費、委託料、次のページにわたりまして、手数料、賃借料、修繕費は、全て減額となっておりますが、これは感染症の感染拡大を受け、当初予定していたイベントなどを一部中止したこと、契約満了後の設備を再リースしたことによるリース料などを減額したものでございます。

次に、226ページをお開きください。

実施計画明細書の資本的収入及び支出です。

支出の部、1目建設改良費は、補正額660万円の減額でございます。これは電気設備の改修工事を行うよう予算化しておりましたが、一部の工事では資材の納入遅れが見込まれることもあり改修計画を変更し、優先順位の高いものを実施したため、不用額を減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

ここで休憩いたします。再開は午後1時とします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

観光商工部長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

補正予算書の226ページ、最後のページでございます。お開きくださいませ。

私、午前中に説明させていただきました議第16号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）の説明でございます。私が説明した内容に訂正はございません。この226ページの上段に書いてあります令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業というふうに書いてある部分ですが、これは4年度の誤りでございます。大変申し訳ございません。おわびして訂正いたします。

○議長（今井政良君）

これより本11件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

3点くらい、ちょっとお聞きしたいんですが、まず74ページの農地集積・集約化対策事業について、これの協力金の内訳をちょっとお聞きしたいです。

そして、もうあと2つあるんですけど、そのうちの 하나가学校給食費、189ページ、学校給食費の減額が、補正が出ておるわけですが、食材の仕入れ高騰の影響というのはなかったのかどうか、その辺をちょっと参考にお聞きしたいと思います。

それともう一点、191ページの議第14号の下呂市水道事業ですが、これ給水件数が補正予定量のところで77件減少しております。この減少の理由というか、根拠をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（今井政良君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

御質問いただきました経営転換協力金の458万8,000円の内訳でございますが、まずこの経営転換協力金でございますが、農地中間管理機構に全ての農地を10年以上貸し付けることで所有者に支払われる交付金でございます。農業経営の転換、またはリタイアして今回の集積に協力していただいた農地所有者に対して交付されるというもので、1反、10アール当たり1万円ということになっております。

内訳でございます。竹原地区が177万5,000円、乗政が103万円、そして西上田・跡津地区で178万3,000円となっております。以上でございます。

○議長（今井政良君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田代浩弐君）

給食の食材の購入につきましては、例えば今消費者物価指数等、そういったいろんな使う食材との比較をする中で、野菜等はまだ何とか現状が維持できていて、魚介類とかが若干値上がったりにして影響を受けることはありますが、緻密な見積りを現場の栄養職員等が取りまして、やはりその中で一番適当なものをしっかり選んでやっていくということ、それからお米なども結構寄附をいただいておりますということで、1回230キロの白米が要るわけですが、そういったものも幾ばくかの御寄附もいただいたりして、少しずつではありますけれども何とかやりくりができて現状は維持ができていますという状況でございます。

○議長（今井政良君）

環境水道部長。

○環境水道部長（田口 昇君）

簡易水道、77件の減少なんですけれども、主には簡易水道ということになります。人口減少といますか、空き家が増えたことによる加入者の減というふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

まず最初の農地集積・集約化対策事業の74ページなんですけれども、この協力金ですね。それぞれ数字を上げていただきましたが、各地にそれぞれ農業法人というものがある地域もあるわけですが、その農業法人に対するこの支援という関連性はないのかどうか、そのことをお聞きしたいと思っておりますし、そして今の給食費、189ページですけど、親御さんからお聞きしますと市の給食は非常にいいと、評判がいいわけですよ。それで、食材の高騰によりましてそれが下がるとい

うことは、質を下げるといふことはないのでしていただきたいなあと。このレベルが非常に評判いいもんですから、その辺を保っていただきたいなといふことをお願いしておきます。

そして、もう一点、水道の加入件数、77件減ですけど、やっぱり人口減少といふことが上げられるといふことでしたけれども、本当にいろいろ団体もそうですし、産業もそうですし、企業も事業所も本当にこの人口減少といふのはボディブローのようにじわじわと効いてまいりますし、実際にこういった数字で示されておるようなことがなっておりますので、本当にこの辺のことをいかに維持していくかといふようなことをやっぱり我々も考えないかんといふことを思いますし、また市の執行部のほうもいろいろ考えておられると思いますけれども、力を入れていただきたいなといふことをお願いしておきます。以上です。

○議長（今井政良君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

農業法人または集落営農等に支払われるものではないのかという御質問でしたが、この74ページの経営転換協力金の下に地域集積協力金というのがございます。1,339万2,000円計上されておりますが、これが人・農地プラン対象地域のまとまった農地を農地中間管理機構を通じて貸し付けることで地域に支払われる交付金といふことで、これが場合によってはその地区から担い手の方の、例えば機械購入であったりとか、そういうことに充てられることがほとんどかなといふふうに、前例を経ると思っております。以上でございます。

○議長（今井政良君）

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

2点ほど質問したいと思っております。

最初に52ページ、53ページのほうも関連しますけれども、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援510万円がそっくりこれ国庫支出金のほうへ返還になっています。

この辺のせつかくの制度が全く使われずに返還されるということなんで、この対象者の方への周知が十分されたのかどうなのか、周知はどうだったのかといふことと、それからこれはさくらの花の社会福祉法人が担当しています、これまでもずっとあった生活困窮者自立支援事業、こちらの相談事業とも非常に関係が深いことなので、このさくらの花のこちらのほうは非常に一生懸命相談に応じてみて実績があるんですけども、こちらとの情報交換といひますか、そういうことはどういふふうに、十分されたのかどうなのか、情報共有の状況についてお尋ねをします。

2つ目ですけど、2つ目については国保のほうでお尋ねをします。

121ページ、国保の一般被保険者療養給付費、これが2億2,600万交付金が増えています。この部分ですけども、1つには理由、これだけたくさん増えたのは今までちょっと私も記憶にない

ぐらいなので、ここへ来て2億円以上の増加というのはどういうことだったのかということをも
う少し詳しく説明していただきたいというのと、それからこの交付金が増えることによって次年
度におけます県への納付金、それから市民の方が払われます保険税などへの影響、どういうこと
になるのかお尋ねをします。

○議長（今井政良君）

答弁をお願いします。

福祉部長。

○福祉部長（野村 稔君）

1つ目の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援支給事業の件についてお答えをさせて
いただきます。

この事業ですけれども、国のほうからの御支援をいただきまして単身の方には6万円、2人世
帯には8万円、3人以上には10万円の給付があるというものでございます。ただし、そのための
条件といたしましては、社会福祉協議会のほうで行われております緊急小口資金の貸付け、ある
いは総合支援資金の貸付け、そういうものを借り終わった世帯、2回程度借り終わった世帯に対
して、それでもなおかつ困窮する世帯に対してセーフティネットとして準備をされておる制度で
ございます。

ちなみに、総合支援資金につきましては社会福祉協議会のほうで47件の貸付けがありました。
緊急小口資金につきましては120件あったそうです。申請のピークにつきましては令和2年から
3年にかけてでありまして、令和4年度についてはほとんどないというような状況でした。

こういった情報につきましては、社会福祉協議会からは常に入っておりますし、それぞれ支援
が要ることにつきましては私どものほうにも情報が入っております。さくらの花さんにつきまし
ても同様に情報交換、あるいは支援の必要な方の情報については提供を受けていると、そのよう
にしております。以上でございます。

○議長（今井政良君）

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

私からは国保におけます補正予算書の121ページ、療養給付費等の増額についての御質問にお
答えさせていただきます。

まず今回、増額の補正につきましては、当初、当該年度の予算で見込んでいた額よりも今回大
変受診が増えてきておりまして、その分の補正ということで、見込みということで増額をさせて
いただいているところでございます。あくまでも、昨年度コロナもございまして少し診療控えが
ございましたので、そこら辺の部分のところの見込みがつかなかったことにより当初予算で見込
めなかったものが増額という形で増えてきているということで御理解をお願いいたします。

また、これが増えることによって来年度以降の国保税に関して影響を及ぼさないのかという御
質問であったかと思えます。それにつきましては、今年度、まず年度年度ごとで給付費が変わっ

てまいります。また、給付費で払った分に関しましては、現在県のほうからまた交付金という形でお金がこちらのほうに入ってくるような仕組みでございます。

来年度の保険税につきましても、また新年度予算等が上がってまいります、何とか基金や、また交付金ですね、そちらを使いまして収支をきちんとできるようにという形で計画をしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

情報のやり取りというんですか、さくらの花の会のほうとか社協のほうとか、きちんと情報を受けてみえるということで、これは承知しました。

問題は、百何件もいろんな困った、借りられた相談があるということの中で、こういう方たちがその後も非課税状態の場合、コロナに関する生活困窮者自立支援のこの制度を利用できるわけですね。ここで市のほうがその対象者となるような方にどういうふうな伝達をしているのかというところがどうだったのかなということをおもいますが、多くのところは申請主義ということになっていますので申請を待っているだけなのかなという、ちょっとそこがどういう対応になっているのかということが1つなんですけれど、往々にして本当に困っている人は、支援が必要な人はこの支援のこれが届いていない、これが現状なんですよ。

そこで、行政や支援機関というのは積極的に対象者に働きかけて情報や支援を届ける、こういうプロセスが必要やということは国のほうでも言っていますね。アウトリーチという、市長がいつも言われるような、出かけていってどうですかというような、こういう形式だと思いますけれど、市の対応、これからもいろんなこともあると思いますけれど、このところが本当に大事じゃないかなと。本当に困っている人は声を上げれない。この現状も踏まえて、これからの福祉というのはここをしっかりと考えていかなきゃいけないと思いますが、その点で御答弁ください。

それから国保のほうですけれども、見込みよりも2億2,600万増えたということですが、コロナで、当初予算では診療抑制があるということで9,000万ほど令和3年度と比べて落としているんですね。約1億落としたということです。でも、ここへ来て今度2億増やさなくちゃいけなかったということは、やっぱり令和3年度と比べてずっと増えているというこの部分だと思いますので、これの私、診療が物すごく増えたのか、病気になった人が増えたのか、その診療抑制という部分についてはもう1億円でクリアされているわけ、大体。そのところをもうちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（今井政良君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

最初の新型コロナウイルス感染症の自立支援給付事業に関して、答弁させていただきます。

確かに大変経済的にも困窮した人も見えますし、下呂市にはそれだけじゃなくて高齢ですとか高齢に伴う介護が必要になるとか、あるいは障がいがあるとか、いろんな困り事を抱えた人がおられます。そういった方々に対する支援につきましては、今まではその担当担当で対応しておったんですけれども、どうしてもそれですと隙間から漏れてしまう人たちも見えますし、しっかりと支援が行き届かないということがございます。そういうことを解消するために、国のほうでは社会福祉法の改正がされまして、重層的支援体制を構築しろというような指示が出されております。

下呂市はちょっと遅ればせながらまだ着手をしておりますけれども、その考え方を取り入れて全ての人を救えるような、全ての人に情報が行き届く、そういった体制を整えてまいりたい、そのように思っております。以上でございます。

○議長（今井政良君）

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

私からは、受診控え以上に医療費、療養費が増えているのではないかというような御質問だったかと思しますので、お答えさせていただければと思います。

今回、国保の被保険者数は減ってきているというような現状ではございますが、やはり1人当たりの医療費というのは増えてきているというような状況がございます。ですので、やはり1人当たりの方がかかられる医療費が増えてきているというのも原因の一つになるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

100ページを御覧いただきたいと思います。

内容は教育国際交流費の増額でございますが、ここに163万7,000円、補正が組まれております。

私の知りたいのは、子供たちが長年、歴史的に下呂市は海外派遣をしてきたという経緯がございます。萩原ではペンサコーラ、そして金山ではケチカン、こういう事例がありますが、そこで今回行くという計画ができたということは非常によかったなあと思えます。

それで、私が知りたいのは金額だけじゃなしに、どこへ何人行って、希望者がどんだけあって、そして金額がどれだけかかって、その中で市の助成がどれだけだと、こういうことの詳細が説明をまずいただきたいということを思いますので、その辺からお願いをいたします。

○議長（今井政良君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田代浩武君）

今年度の派遣の人数の内訳でございますが、ペンサコーラが15人、ケチカンが14人でございます。

そして、今回の補正で計上させていただいた額につきましては、おおむね2分の1以内の経費が、結構今燃料サーチャージとかいろんなことで上がってまいりましたので、今までは1人当たり10万円の補助金を交付しておりました。今回は1人5万円で15万円、いろんな経費を含めると、純粋なお金で申し上げますと渡航の経費で30万ぐらいかかりますので、その2分の1を何とかこの補助金で賄うことができないかということで計上させていただいた経緯がございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

それで、希望者があってそこで選抜をされたのか、希望者は全員行けるようになったのか、その辺についての見解をお願いいたします。

○議長（今井政良君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田代浩弐君）

まず説明会には大変多数の方がお見えになって、その中で今の申しあげました人数の中で若干辞退をされた方とか、そういった方もありますので、書類選考もして、もしくはそういったいろんな上限を入れながら選考した経緯はありますが、おおむね申し込まれた方が今回はこちらのほうへ市の代表としていかれるということになった経緯がございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

私は、そこで大事なことは、よく下呂市はわくわく下呂市とか夢と希望とかと、こういうことが出てきます。私の言いたいのは、とにかく若い子供たちが一生に1回の機会しかない。こういう経緯を踏んで、それがコロナという厄介者で3年間できなかったかと、行けなかったかと、こういうことかと思えます。

したがって、今配慮をしたという話で希望者は大体行けるようになったと、こういうお話でございましたので納得をいたしますが、今までチャンスに恵まれなかったという人たちが見えるわけです、子供たちが。そういうこともしっかりと胸に留めて、やはり子供たちに接していただきたい。そして、何らかの機会でその子供たちがまたそういうチャンスに恵まれるような、そういう心の広い、幅の広い行政をやっていただきたいと、こういうふうをお願いをしておきます。以上でございます。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

補正予算書の10ページの債務負担行為補正のほうなんですけれども、そこで2点と、それから診療所勘定のほうで1点、質問させていただきます。

まず第3表に載っております債務負担行為の補正のところの3番なんですけれども、幸の瀬の駐車場管理運営業務ということで254万ほど債務負担行為をするということですが、これは設置に伴うものなのか、そういった中でかかる委託料なのか、指定管理料なのかということをお聞きさせていただきます。

それとあともう一つ、5番、金山リバーサイドスポーツセンター指定管理料、これは3年間で2億2,917万円、1年に換算しますと7,639万円ほどの指定管理料になっておるんですけれども、当年、令和4年、令和3年と比べると金額が上がったのではないかと思いますけれども、その上がった根拠を教えてくださいということと、このリバーサイドスポーツセンターの施設というのはいろいろな施設が重なっておると思います。3つぐらいあるんじゃないかと思うんですけれども、そういった中の今の指定管理料の内訳を教えてくださいということをお聞きしております。

それから、国民健康保険事業特別会計の診療所勘定でページ数が167ページなんですけれども、診療収入というところで小坂診療所の分で684万5,000円ほど、外来収益ということで医業収益ということで上がってきておりますが、なかなか今こういったところで疲弊している中で外来収益が上がるというのは、金額としては小坂診療所としては大きいのではないかなということをお聞きしまして、特別な要因があったのか、そこについて教えてくださいというふうに思います。

○議長（今井政良君）

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

1つ目に御質問いただきました幸の瀬駐車場管理運営業務の債務負担でございます。

こちらにつきましては、旧下呂温泉病院の本館跡地を4月から有料駐車場として運用を始めるものでございますが、それに係る料金徴収に係る機器、ゲートですね。あちらのほうは今年度中に設置をいたします。この機械はリースでございますので、そちらのリース契約を、今後当面の間使用していくということで、その費用を債務負担として上げさせていただきました。以上でございます。

○議長（今井政良君）

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

私からは、167ページの国保特別会計の診療施設勘定について御説明をさせていただきます。

外来収益の増についてですが、今回自治医科大学から派遣していただいております先生の評判が大変よろしくて、やはり人気が出ますと患者さんの口コミで増えてきているというふうに聞いておりました、本当に外来の患者さんが増加したというもので、特別なことではなく診療をすることによって患者さんが増えたということでございます。以上でございます。

○議長（今井政良君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

補正予算書の10ページでございます金山リバーサイドスポーツセンター指定管理料についての御質問をいただきました。

まずこの施設は、今回対象施設としましてはリバーサイドスポーツセンター、それからリバーサイドスタジアム、ぬくもりの里運動公園、この3施設が対象施設となります。

御質問の中でそれぞれの内訳の指定管理料ということで御質問をいただきましたけれども、これについては今現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告をさせていただきますと思います。

また、指定管理料が上がったということにつきましては、1つは電気料、燃料等の高騰によるものが大きな要因ということになります。もう一つが、この施設、金山地域の健康増進の基幹施設として位置づけられているものではございますけれども、コロナの影響により、コロナ禍の中利用者の減少というものがございまして、それに伴いまして収入の減というものがございましたので、これらも影響があり指定管理料への影響があったというところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

ありがとうございます。

その中で今のリバーサイドのスポーツセンターなんですが、僕なぜこれこういうふうになったかといいますと、金額が非常にしっかりしたというか、ぴったりした金額じゃないのでどうしたことなのかなというところで質問させていただきましたが、これ例えば今の2億約3,000万円、3年間で指定管理料を支払うわけなんですけれども、この指定管理料を決めるに当たっては下呂市のほうからの依頼の中でやるのか、向こうからの要望の中でやるのかというようなところで、もう一つは燃料、それから電気代がこれから下がった場合は、この指定管理料というのは減らすのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（今井政良君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

まず指定管理料については、私どものほうからこの金額でお願いをしますということではございません。先方との協議の中で、電気料、燃料高騰分等を加味した中で見積り等をいただく中で、その内容について私どものほうで精査をさせていただいた上で、この指定管理料について確認をさせていただいているというところでございます。

それと、電気代が下がった場合ということでございますけれども、これについてはもちろん今後の見通し、まだ不透明な部分がございますけれども、この電気料等が調整として下がっていった暁につきましては、当然指定管理者と協議をさせていただくというつもりでございます。以上です。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

私のほうから3点、お尋ねをいたします。

まず補正予算書45ページの中ほどにあります道の駅施設維持補修費、これかれんのポンプの更新と説明書にありました。これにつきまして、だましまし使ってきたのが今突然壊れたのか、もともとこの時期に更新する時期が来ておったのか、それとも新年度の事業としては取り組めなかったのか。何か今この時期に補正を出される理由があると思うんですが、それをお尋ねいたします。

次に、56ページの下のほうにございます介護関連施設整備事業、これやすらぎセンター四美の施設整備工事で入札不調という説明がありました。どういった内容で、当然分析されたと思うんですが、こんなにも要らないものということはありませんけれども、不用額が出たということはどういう内容のものがどうなったのか、ちょっと説明してください。

それと、もう一点です。補正予算書85ページの中ほどにあります道路橋梁総務諸経費臨時、中原32号線でしたか。国道の事業による路線線形変更ということに伴います補償費負担金の増額ということですが、ちょっと細かい内容ですね。この補償金の内訳、契約先まではいろんな個人情報があれば求めませんが、この内容を教えてください。以上、3点お願いします。

○議長（今井政良君）

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

道の駅かれんの維持補修費の関係の説明させていただきます。

施設維持工事は主に温泉の循環系ポンプ7基と、水道加圧ポンプ1基の更新を図るものということで予定させていただいております。

道の温泉駅かれんの施設につきましては開業が平成12年ということで、以来22年が経過をして

おります。これまで施設のほとんどの更新をすることなく現在に至っておりまして、機器等の耐用年数が10年から15年ということで、既にそれを超えているという中で使ってきておるということとでございます。そういった中で経年劣化等が非常に顕著になってきておりまして、小さな故障等が頻発をしております。代替部品の製造も既に終了しているものもあるというようなことで出てきておりまして、施設全般において今後更新計画というものが必要なということで、今年度の中で、次年度から3年間ぐらいを今予定して計画づくりをしておったところとでございます。

そういった中で、現在、資材の納入等にも4か月程度かかるというようなことで、一旦もし故障が起きますと工事の実施等に時間がかかるということで、事業自体がストップしてしまうと。経営自体にも大きな影響を与えてしまうというようなことから、前倒しという格好でこの時期の補正をさせていただいて、少しでも早期に更新を図りたいということにさせていただいたところとでございます。

また、今議会で提案をさせていただきます指定管理者の指名というところで、新たな事業者にもお願いするということも加味しまして、しっかりと更新をしていくということで今議会に提案をさせていただいた次第とでございます。以上です。

○議長（今井政良君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

民生費、社会福祉費の中の介護関連施設整備事業費につきまして、説明をさせていただきます。予算としては2,121万5,000円の減額となっております。この内訳なんですけど、まず1つがやすらぎセンター四美、館内空調機の更新工事につきまして264万8,000円の増額というのがあります。これにつきましては、当初予定しておりませんでした電気の配線が必要になってまいりまして、それに伴う工事費になります。

もう一つが、大きなものがやすらぎセンター四美の改修工事ですね。議員おっしゃるとおり、入札が2回にわたりまして不調になりまして、その部分につきましては今年度の工事を見送ることといたしております。

入札の不調につきましては、こちらの想像の範囲ですけれども、近年の物価高騰に伴いまして単価が実勢のもの多分合わなくなってきたのかということが考えられます。ですので、この工事につきましては来年度の早いうちに単価を見直し、あるいは内容の精査もあると思いますけれども、そうしながら再度計上させていただきたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（今井政良君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

85ページの道路橋梁総務諸経費の臨時、これにつきましては議員おっしゃるとおり補償費でございますが、補償の対象物件につきましては中部電力の中電柱、それからNTT柱、あとはCC

Nですね。下呂ネットサービスに関わるケーブル、それから柱等でございます。

このうち下呂ネットサービスにつきましては、今年度現在まだ市の施設でございますので、負担金という形で248万6,000円を計上させていただいております。

あとは中電、それからNTTということでございますが、当初の段階では影響を受ける柱が9本ということで計上させていただいておったものが、実際工事をする段階で工事をしていただく高山国道事務所、現場を見ていただいた結果、12本影響があるということで今回この補正をさせていただくものでございます。

あわせて、作業の実施時期がどうしても来年度へまたがってしまうというようなことで、この3月中に契約をさせていただいて来年度中頃までに移転をしていただくというような予定でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

ありがとうございます。

やすらぎセンター四美につきましては説明を受けてよく分かりましたが、新年度にはまだ計上していない。またよく内容を精査して、補正なりで対応するというので、まだまだ使えるという認識でいいんですね。今すぐ替えなくてもいいということよろしかったでしょうか。

○議長（今井政良君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

確かに早く直したいんですけれども、何とかここを管理していただいている社会福祉協議会の方々とも対応を協議して営業に支障のないように、取りあえず期間、営業を続けていただこうと思っております。また、修理についても、改修についても早急に手配ができるように努力いたします。以上でございます。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

108ページ、一般会計の会計年度任用職員について質問します。

フルタイム45人、パートが241人で、全ての一般会計の職員の中の38%になるんですね。びっくりするような高さなんですけど、全国的には2割ぐらいですか、20%ぐらいが会計年度任用職員です。だから、下呂市は物すごく高いと思います。これ一般会計だけですよ、ここの表は。

それで、2年前にこの制度ができたんですけど、そのときに国は、毎年雇用するんですよ、

会計年度ですから。再任用はオーケーと。ただし2回までと、こういう基準、国が決めていますよね。ということは、この3月31日で2年になるわけで、4月1日から、今会計年度任用職員の方は、2年やられた方はどうなるのか、まずこのことをお聞きします。

○議長（今井政良君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

会計年度の方に関しましては再任用と、今議員おっしゃられましたように継続してできるという制度がありますが、回数が制限されておるといふところですが、職種、やっただいておる業務に応じて、市の中でもそれ以降も再任用させていただくということを実施はしておるところでございますが、ただ全体的に全ての職種の方に適用できるかというところは今検討をしておるところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

コロナで、この職員の方は女性が圧倒的に多いんですね。ということは、生活がかかっているんですよ。この制度で、もう来年から任用しませんと、本当に冷たい話で、これ全国でそういう話が今出てきています。ぜひ下呂市、そんな冷たいことを絶対しないように対応してください。

それで、国の言っていることでも、公募によらない任用は3年までというもう一つの基準がありますから、それでいけばもう一年は延ばせるということですよ。しかしそこまでですよ。仕事の内容によっては、この職員の方々が本当に臨時で一時的な仕事なのか、それとも一般の正の職員と同じような仕事をされている、ほぼ同じような人も見えるわけで、やっぱり公務員である以上、正職として長期働いていただくと。1年、2年なんていう話じゃない。この方向へやっぱりしっかり向いていく必要があると思うんです。それが市民へのサービスをきちんと守っていく根拠になると思います。そのことをまずお願いしておきます。

それからもう一つは、一番最初に言いました38%というのは全国的な水準からしても高いと思うんですが、それについての考えを教えてください。

○議長（今井政良君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

会計年度任用職員の方の比率が高いのは私どもも認識はしておりますが、現在、職員募集を随時行っております。今年に限りましては、今5次募集までかけておりますが、なかなか応募がいただけない。応募をしていただいて、内定をしても辞退される方が多く発生しておるといふのが現状でございます。

市長の方針でもありまして、なるべく職員をしっかり確保していろんな業務に当たっていき

いというふうには考えておりますが、現状として正職員だけで今の下呂市の業務を回していくということが大変厳しい状況で、背に腹は代えられず、会計年度の方、任期付職員の方に大変なる御協力をいただいて下呂市の業務を遂行しておるところが現状でございます。

今後、そういうところもしっかり注力しながら、同じ条件で働いていただく方には同じ条件の雇用をというようなことも当然ありますので、そこにも気をつけながらしっかり向かっていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今井政良君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今日は、だからどうしろと、こういくつもりはありません。状況をぜひ皆さんにも、今テレビを見ている皆さんにも、そういう状況なんだということをぜひ知っていただきたいということで質問しましたので、本当に市民サービスを担ってくださっている皆さんです。そして、生活がかかっているんですね。で、もう一つは、下呂市だけが応募をかけて5次までやってもという状況ではないと思う。どこも同じ、全国的にね。その中でも下呂市がこの比率が高いということは、やっぱり職場環境とかいろんな問題が下呂市の場合にあるんじゃないかと、ここは謙虚に総括、反省、分析、お願いして質問を終わります。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第6号から議第16号までの11件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第6号から議第16号までの11件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本11件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本11件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第6号 令和4年度下呂市一般会計補正予算（第15号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和4年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号 令和4年度下呂市下水道事業会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は午後2時5分といたします。

午後1時52分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎市長施政方針説明

○議長（今井政良君）

日程第23、市長施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

令和5年第2回下呂市議会定例会が開催されるに当たりまして、本日提案いたしました当初予算案をはじめ、各議案の御審議をお願いいたしますとともに、令和5年度の市政運営の基本方針について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との闘いも既に3年以上を経過しており、徐々にではありますが、社会経済活動を取り戻すための取組も進めておる反面、本日でちょうど1年を経過したロシアによるウクライナ侵攻など、世界情勢の不安定化に伴う影響と考えられます円安、電気・原油高など、エネルギーや食料品等の価格高騰が市民生活を直撃し、今なおその先行きが見通せない状況が続いています。

本年度は、こうした状況に鑑みて、令和3年度に引き続き、市民お一人当たり5,000円分の地元応援商品券を配布させていただきましたが、こうした取組だけでは十分であるとは考えておらず、今後も引き続き足元の景気・経済等の状況を踏まえながら、次なる支援策を検討してまいり

ます。

私が市長に就任して間もなく3年が経過しようとしています。令和5年度は国が5月をめぐりに新型コロナを感染症法上の2類相当から5類へと見直す方針を示していることなどを踏まえても、これまでの行動制限を伴う対策から、社会経済活動との両立を目指したウイズコロナ・アフターコロナ対策へと大きく転換させ、私の公約であります「下呂市が持っている多くの可能性に挑戦し、わくわくするまちづくり」を実現させる年にしたいと考えています。

今年のえとは、うさぎであり、世間でもよく言われますように跳躍の年であります。下呂市が守りから攻めへ、内から外へと飛躍する1年となりますよう全力で取り組んでまいります。

そのために取り組むべき重要課題は、これまで市の総合戦略でもうたっておりますように、今後とも人口減少対策とまちづくりであることに変わりはありません。しかしながら、これらの取組は、全世界的なトレンドである3つのキーワードを念頭に進めていくことが重要であると考えています。

1つ目に、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの具体的な施策の展開、2つ目に、脱炭素、カーボンニュートラルを含めたGX（グリーントランスフォーメーション）、3つ目がデジタル社会へ対応するDX（デジタルトランスフォーメーション）であります。

まずSDGsに関して申し上げます。国連が掲げる公正な社会づくりと経済の発展、環境の保全が調和したよりよい下呂市をつくるために、脱炭素施策や資源リサイクルの推進、持続可能なまちづくり、ジェンダー平等などの目標達成に向け、令和5年度から市としてのSDGsの取組を取りまとめた推進方針を策定したいと考えています。

御存じのとおり、SDGsは17の持続可能な開発目標を掲げていますが、従来から市として取り組んできた様々な施策は、その多くがSDGsと深く関連しています。推進方針は、こうした関連性を明らかにするとともに、具体的なアクションプラン、成果指標などを設定するもので、市としての取組を体系的に見える化させることで、市全体のSDGsに係る取組を加速させます。

次に、グリーントランスフォーメーション（GX）です。この分野は、SDGsとも密接に関連しますが、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用し、また経済・社会・産業構造などの変革を通じて温室効果ガスの排出量を削減することで、緑豊かな自然環境を保全し、持続可能な社会を形成していこうという取組です。

このため、市では脱炭素に向けた森林整備はもとより、既に御案内のとおり、市民の皆様の経済的負担を軽減しながら、同時にごみの総排出量を抑制するための具体的な取組として、本年4月より、家庭から出る燃えるごみとペットボトルについて、1枚65円の収集袋を廃止し、ごみの出し方を変更します。

不燃物、言い換えれば資源ごみについてですが、当面、現在の収集袋による収集を継続いたしますが、こちらは収集袋による回収から収集籠による回収に変更するべく、市内5か所のモデル地区で実証実験を行っていただいております。順調にいけば、本年11月から新制度に移行したいと考えています。

こうした取組を通じて、市全体のごみ排出量を大きく減らすことができれば、将来、建設することになる新たなクリーンセンターの処理能力を低減させることができ、ひいては建設コストを抑えることにもつながります。

また、環境問題や資源の無駄遣いにもつながる食品ロス削減の啓発や生ごみの堆肥化、資源ごみのリサイクル推進なども積極的に行ってまいります。

3つ目のデジタルトランスフォーメーション（DX）は、国がデジタル田園都市国家構想の下、デジタル技術の活用による地方の課題解決・魅力向上と、都市部から地方への人の移動を促進することで、地方の活性化を加速させることを打ち出しています。市もこうした動きに合わせ、令和5年度からは市のDX推進に向けた新たな取組を始めます。

具体的な事業の一つとしては、まずこれまで郵送していた通知物を専用アプリによるデジタルに置き換えることで、市民の皆様の利便性向上や市の事務量削減を図り、より効率的な手続を可能とするスマートポスト事業のほか、こうしたアプリの利用促進を同時に行う地域通貨型の電子ポイント付与事業を一体的に実施してまいります。

また、つい先頃までは次世代テクノロジーとされていたドローンにつきまして、昨年度の改正航空法の施行により、有人地帯を目視外で飛行できる、いわゆるレベル4飛行が解禁され、様々な分野での活用が期待されています。市としても、こうしたドローンを活用した地域課題の解決は、今後、力を入れて検討を進めていきたい分野の一つです。技術的・制度的な課題も多く、まだまだ研究が必要ではありますが、災害時の支援物資の運搬、日常の食品や医薬品の搬送、高地への物資運搬など、いわゆるスマート物流の仕組みを構築するため、県や民間事業者と連携しながら活用方法を検討してまいります。

このほか、市が発行する各種証明書を自宅にしながら取り寄せることができるオンライン申請の拡大など、従来から行っています行政サービスの利便性の向上も積極的に行ってまいります。

また、下呂市の最大の魅力の一つといえば、下呂温泉を中心とした観光にあります。昨年9月、国際認証団体が選ぶ本年度の世界の持続可能な観光地100選に下呂市・下呂温泉が選出され、また旅のプロが選ぶ温泉ランキングである「にっぽんの温泉100選」でも、下呂温泉は令和3年度、4年度と2年連続で全国2位に選出されています。

また、下呂温泉観光協会におかれては、E-DMOによる持続可能な地域づくりへの取組が評価され、日本ツーリズム・オブ・ザ・イヤー2022の最優秀賞であるグランプリを受賞しておられます。

令和5年度には、こうした地元関係者の皆様をはじめ、共に磨きをかけてきた市内各地域の魅力とデジタル技術を掛け合わせた新たなまちづくりを検討してまいります。

こうしたDX推進の傍ら、従来の観光振興にも一層力を入れて取り組んでまいります。昨年4月には、市内観光情報の発信拠点である下呂市観光交流センター「湯めぐり館」が本格運用されています。令和5年度は、間もなく完成する（仮称）イベント広場も活用しながら、下呂温泉街の魅力ある町並みづくりや各地域への観光客の周遊、スマートシティ化への取組を展開してまい

ります。

また、下呂温泉合掌村につきましても、令和2年度に発覚した使途不明金事件以降、これまで様々な経営改善を行い、繰越欠損金の削減を図ってまいりましたが、令和5年度からは新たに民間アドバイザーの支援を得て、これまで以上に効果的な運営に努めてまいります。

このほか、旧下呂温泉病院跡地につきましても、地元住民や市内各団体が構成する跡地活用委員会で検討を進めてまいりました。その結果、旧リハビリ棟跡地については、下呂温泉街全体で不足する駐車場問題を解決するため、約80台駐車可能な有料駐車場として整備することとし、整備に向けた設計を進め、早期の完成を目指してまいります。

一方、本館棟跡地につきましても、まだ活用方法の決定には至ってはおりませんが、当面は有料の臨時駐車場として活用しつつ、将来的なリニア中央新幹線岐阜県駅の開業や濃飛横断自動車道の進捗状況などを見据えながら、例えばバスターミナルといった交通拠点、あるいは外湯などのランドマーク施設など、あらゆる可能性を探りながら令和5年度も検討を進めてまいります。また、JR下呂駅及びその周辺エリアの整備方針につきましても検討に着手いたします。

JR下呂駅は、来る2030年に開業100年を迎えます。こうした節目の年を目前に控えていることなどを考え併せ、従来から課題となっている駅周辺のバリアフリー化や利用者・歩行者の方々の安全確保対策として今後どういった整備が可能であるのか、JRと協力しながら整備方針作りに向けた調査を開始いたします。

このほか、先ほどにも触れました濃飛横断自動車道の中津川工区の早期完成や堀越峠工区の権限代行での早期事業化、また市の大動脈である国道41号の屏風岩改良や門原防災の早期完成、三原防災の早期事業化など、道路インフラ整備や公共交通網の再編・整備を強力に進めてまいります。

同時に、各自治会等地元の方々からは、地域の市道・河川・排水路等の老朽化や維持補修の必要性について多くの御要望をいただいております。市民の方々が安心・安全に暮らせる環境整備として、こうした課題に迅速・丁寧に対応していくことも急務です。

市としては、これまで財源や人員体制の許す限り、こうした修繕工事には力を入れて取り組んでまいりましたが、令和5年度は新たに工事発注の仕組みなどを見直し、また財源も拡充しながら、より迅速・確実に対応できる体制に切り替えてまいります。

さらに、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、災害対策についても力を入れて取り組んでまいります。具体的には、令和5年度、防災行政無線を利便性に優れたデジタル化対応機器に更新するための設計業務を進めるほか、消防の分野におきましても、本年度に更新した市消防本部の高機能消防指令システムを適正に活用し、火災・救急をはじめとする各種の消防業務における迅速・的確な通信連絡体制を本格運用してまいります。

次に、人口減少対策、少子高齢化対策として欠かすことのできない市の政策の一つ、子育て支援についてです。

本年度、老朽化した萩原南子育て広場の解体工事を実施し、令和5年度には、この用地におい

て新たな子育て支援施設の建設に取りかかります。児童館や子育て支援センター、教育支援センター等の複合的な機能を併せ持つ新たな拠点施設として、乳幼児のお子様を持つ保護者の方や園児、小・中学生、高校生など、様々な世代の方々に多様な目的で気軽に利用していただける施設にしたいと考えています。

また、子育てがしやすい環境整備の一環として公園の整備にも着手いたします。市内の公園には遊具がない、お子様が遊べる場所がないといった多くの御意見をいただいています。本年度は、そうした声をしっかりと聞き取るため、市民の方々にも参加していただく検討会を立ち上げ、活発に議論をしてみたいと思います。こうした議論を踏まえ、令和5年度は公園整備の第一弾として飛騨川公園に大型遊具を設置し、併せて公園内の駐車場や既存施設の再整備を進めます。

そして、今後とも市内各地域の主要な公園を順次整備するなど、子育て世代の魅力ある触れ合いの場として充実させ、市民の皆様が快適に過ごせる憩いの場へと切り替えてまいります。

また、こうしたハード面だけにとどまらず、子育てを行う家庭の皆様に対するソフト面の支援策についても強化をしてみたいと思います。

まず子供の医療費についてですが、市ではこれまで中学校修了時までのお子様の医療費について無償化の助成を行ってきたところですが、令和5年度より、この助成対象を高校生世代まで拡大いたします。お子様が高校に進学した場合、授業料や交通費など家計への負担は増加いたします。市では、安心して、そして継続して子育てができる環境を整えるため、ゼロ歳から高校卒業まで、切れ目のない経済的支援を行うものです。

また、お子様や保護者の方に寄り添った療育支援のための相談体制の充実や、通園バスでの園児置き去り事故を防止するための安全装置の設置等も新たに実施するほか、妊娠時・出生時の給付金や第2子以降出産祝い金、高校就学に係る準備支援金など、国・県の財源を受けて行う子育て家庭に対する新たな支援事業につきましても、確実に各御家庭にお届けできよう実施をしてみたいと思います。

このほか、結婚を望むの方々に対する出会いの場の提供や新婚世帯の新生活スタートを応援するための経済的支援などにつきましても拡充をしてみたいと思います。

次に、スポーツ振興についてです。

下呂市のスポーツ施設は築40年を超える施設が多く、老朽化が進んでいます。また、人口減少や利用される方々の動態等社会情勢の変化により、施設の利用自体が減少傾向にあります。市では、こうした状況を踏まえ、本年度より将来的に持続可能なスポーツ施設の整備改修に向けて、利用状況に応じた施設整理の検討を本格化いたしました。長寿命化に向けた優先順位の設定、計画的な整備方針等について、令和5年度に下呂市スポーツ推進審議会で議論をし、対応方針を具体化してまいります。

また、水銀灯の製造中止などに伴い、市内体育施設の照明のLED化も必要になっていきます。限りある財源を有効に使えるよう計画的に進めるため、令和5年度にはまず、あさぎり総合公園の野球場のLED化を実施し、その後、複数年をかけて各地域の体育施設についてもLED化を

進めてまいります。

このほか、部活動の地域移行や少子高齢化等のスポーツを取り巻く環境変化による指導者の人材不足、活動の広域化なども踏まえて、地域のスポーツ振興に向けた新たな仕組みづくりも進めていく必要があります。市民の皆様にも、今後とも健康で豊かな、そして充実した生活を送っていただくため、スポーツ協会の強化・充実に図り、協会を中心としたスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、医療の充実についてです。

市民の皆様のお命を守る医師をはじめとした医療従事者の確保は、これまでも取り組んできましたし、これからも力を入れて取り組むべき重要な課題です。令和5年度は、こうした医師不足に対応するため県の医療DXモデル事業として、市内における地域医療デジタル連携推進事業に取り組んでまいります。

これは、診療に必要なMRIやCT等の画像データを市内の医療機関で相互に活用したり、あるいは都市部の大病院の医師等から患者が下呂市に居ながらにしてオンライン診療を受けることを可能とするネットワーク構築を進めるというもので、下呂温泉病院、金山病院、市内医療機関の皆様と連携しながら先進的に取り組んでまいります。

また、同時進行的に下呂温泉病院と金山病院のさらなる協力連携体制の構築に向けて、県をはじめ関係機関を交えて協議を進めてまいります。

加えて、医療だけではなく、その前段階となる健康づくりにも力を入れてまいります。過去に健康部門で厚生労働大臣最優秀賞を受賞した下呂・減塩・元気大作戦の取組については、本年2月にも第1回清流の国ぎふ健康づくり優良活動表彰において最優秀賞を受賞いたしました。令和5年度も引き続き力を入れ、まちぐるみで食環境の改善と健康寿命の延伸を目指してまいります。

このほか、新たな健康づくりの取組として現在考えているのが、クアオルト健康ウォーキングです。クアオルトとは療養地を意味するドイツ語で、この取組は市が誇る下呂温泉や森林などの豊かな自然環境の中で、気候などに体を適合させながら、路面の傾斜や変化、安全対策に配慮した運動指導を実施していこうという取組です。

市では、下呂温泉病院や観光等の関係事業者と協力しながら、温泉・療養とウォーキングなどの運動を組み合わせた新たな健康づくり事業が展開できないか、事業の具体化に向けて検討を始めたところです。

また、岐阜県の森林空間を観光・教育などの分野で森と親しみ活用していく、いわゆる森のある暮らしを多くの皆様に提案することで県内の森林サービス産業を盛り上げ、岐阜県をアウトドアの聖地にしていこうという、ぎふ森のある暮らし推進協議会が令和5年1月に設立され、下呂市も参加をしています。市の面積の90%以上を占める森林など、豊かな資源環境を生かしてにぎわいを創出する新たな取組も検討していきたいと考えています。

このほか、萩原町四美の南飛驒健康増進センター周辺エリアの活性化に向けて県との連携を一段と強化するため、具体的な検討を進めているところです。令和5年度は、こうした検討の一環

として、地域住民と協働して食と農の健康イベントやプラン策定に取り組んでまいります。

そして、このような新たな展開の基盤となる森林整備は、令和5年度も着実に推進してまいります。市には、所有者個人ではなかなか管理運営することが困難で、手入れが十分行き届いていない多くの森林が存在します。こうした森林を市が仲介役となって整備・管理を行う森林経営管理制度を引き続き活用しながら、間伐等の整備を進めます。

また、新年度の新たな取組としましては、森林整備や木工、森林環境教育団体等が行う人材育成や技術の向上、新たな商品の開発、販路拡大に向けた活動に対して支援を開始するほか、林業の技術者の育成・確保に向けて、これまでの機器購入や就学に対する助成に加え、林業への就業や移住にかかる経費にも支援対象を拡大し、周辺産業も含めた全体の活性化につなげてまいります。

先ほどグリーントランスフォーメーションに触れさせていただきましたが、下呂市の民有林が1年間で吸収する二酸化炭素は推計で13.8万トンに上ります。適正な皆伐、再造林等の整備により森林の若返りを図れば、こうした吸収量を確実に増やすことができます。森林整備には、多くの時間・財源を必要といたしますが、森林環境譲与税も適切に活用しながら、脱炭素にも有効な施策を進めてまいります。

そして、こうした森林・林業・木材産業に係る施策を中長期的な視点で計画的に進めていくための指針である下呂市森林づくり基本計画が、2年間の検討を経て策定できましたので、この4月から実行に移してまいります。

次に、農畜産業につきましては、人口の減少、高齢化に伴い、その担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻化しています。地域全体で農業を守るために、新規就農者の育成・確保に向け、農業研修中の生活支援や就農後の資金援助、就農地のあっせん、畜産への機器購入助成や圃場整備をはじめとする農業基盤整備など、市としてこれまでも力を入れて取り組んでまいりました。

従来からのこうした事業に加え、近年ではデジタル技術を活用した取組にも力を入れています。人工衛星から送られてくるデータとAIによる学習機能を応用した耕作放棄地の検出を高精度で可能とするアプリケーションサービスを全国で初めて導入し、昨年度、下呂市の農業委員会が農林水産大臣賞を受賞したことは記憶に新しいところです。市としましては、令和5年度も、こうしたデジタル技術を活用した取組を積極的に推進し、従来型の取組と並行しながら農畜産業振興に努めてまいります。

続いて、上下水道事業についてです。

この分野は、人口減少等による収入の減少が続き、将来的な施設・機械設備の更新に多額の経費が必要になる見込みであること等を踏まえると、今後も安定的に運営していくための財源確保が大きな課題であります。

また、水道については、上水道と簡易水道とが同一のサービス内容でありながら料金に格差が生じているなど、収入体系自体の抱える課題もございます。

市としては、こうしたことを踏まえ、令和5年度は上水道・下水道ともに必要な施設の維持修

繕、管理等を引き続き行いながら、料金改定も含めた収支一体的な改革について議論し、将来にわたって持続可能な事業展開に向けた検討を進めてまいります。

それから、地域振興、地域のまちづくりについても、令和5年度からは社会情勢に対応した新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えております。高齢化、人口減少による自治会や集落を構成する世帯数が減少し、地域によっては様々な課題の解決に向けた取組が十分にできない状況が生まれ、コミュニティーの希薄化なども相まって、災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが従来よりも困難になりつつあります。市では、こうした課題を踏まえながら、地域が持つ力の強化・維持に向けて、地域住民が自ら主体的に取り組み運営する新たな仕組みづくりについて検討を進めてまいります。

続けて、福祉分野であります。

まず、高齢福祉についてですが、市では現在の団塊の世代の方々が後期高齢者となられる2025年を見据えて施策を推進しております。少子高齢化の進行により、介護に従事される方の人手不足は深刻化しています。

こうしたことを踏まえ、市内で不足している介護人材の確保のため、これまでも実施してまいりました介護職員の実務者研修や介護ロボット等の設備投資にかかる経費の助成に加え、令和5年度は新たに介護の就学・就労者に対する奨励金の交付や、ケアプランの作成、介護サービス事業者との調整など、介護事業には欠かすことができないケアマネジャーの資格更新に要する経費に対しても助成を拡大してまいります。

また、現在、萩原町に所在しています市立の特別養護老人ホーム「あさぎりサニーランド」についてですが、施設建設から40年以上が経過し、老朽化や近年の豪雨災害時の避難状況などを踏まえると、この施設の将来的な建て替え計画についても検討を着手する必要があります。

さらに、施設の整備というハード面だけではなく、地域の中核的な高齢福祉の拠点である当該施設の将来的な在り方も含めて検討し、基本構想の策定を行ってまいります。

次に、障がい福祉につきましても、令和5年度は新たな取組を始めます。

まず、在宅で人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用しておられる重度障がい児の方が、万が一災害時による停電など長時間にわたって電源を喪失することになった場合に備え、こうした方々が非常用電源装置等を整備・購入するための必要な経費の助成を開始いたします。

また、成年後見制度の適正な運用に向けても取組を拡大いたします。障がいをお持ちの方や認知症の方などが裁判所によって選任された後見人に財産管理や相続などの手続を代行いただける当該制度は、今後、高齢化が進行していく社会において、その利用需要の増加が見込まれます。このため、市の福祉事務所内の成年後見支援センターに専任の従事者を配置し、市民の皆様の制度利用に関する相談支援や制度の広報・啓発、関係機関の連携・ネットワークの強化を図り、成年後見制度の適切な利用促進を図ってまいります。

さらに、こうした制度の利用促進だけではなく、近年の障がい福祉分野において複雑・多様化する様々な課題に対する支援体制の強化も必要です。このため、令和5年度、市は障がいをお持ち

ちの方の日常生活における相談支援や権利擁護、虐待防止などの役割を担う基幹センターを新たに設置し、地域の関係機関とも連携しながら、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりに努めてまいります。

それから、近年、市内に居住する外国籍の方々が増加傾向にあることから、一昨年度から取組を始めました多文化共生の取組についてです。

市内にお住まいの外国籍の方々は、現在、27か国630人余りで、市の全人口のおよそ2%を占めています。この数字は直近の5年間で約1.5倍となっており、その国籍も多様化しています。こうした方々が地域住民の一員として、言語や文化、お国柄の違い等があっても、従来からお住まいの市民の方々と相互に理解し合い、誰もが安心して暮らしていける社会の形成が必要です。

このため、本年度は市民ボランティアの方々に御協力をいただいて、市として初めて開催した外国人向けの日本語教室や多言語で行政情報を発信できるアプリケーションの導入、外国人を雇用しておられる事業所への防災出前講座の実施など、新たな取組を推進してまいりました。令和5年度は、こうした取組に加えまして、外国人の方と市民の方々が交流し、また様々な困り事などの相談を受け付ける窓口機関を有した拠点づくりも推進していきたいと考えております。

また、多様な価値観の共生という意味では、LGBTQなど性的マイノリティーの方々が安心して暮らせるまちづくりも重要な取組と考えています。まず令和5年中に、こうした分野に関する取組を市としてしっかり推進していくことを公に宣言し、その取組姿勢を内外にはっきりとお示しするほか、同性同士の婚姻がいまだ認められていない我が国において、市が独自に結婚に相当する関係を証明することで、様々なサービスや社会的な配慮を受けていただきやすくする、いわゆるパートナーシップ宣言制度の導入についても検討を進めてまいります。

続けて、教育分野になりますが、御存じのとおり、少子化等の影響で子供たちの数は減少し、一昨年、金山地域の4小学校が統廃合され、また本年4月には中原小学校が下呂小学校と統廃合される予定です。子供たちにとってよりよい教育環境を提供することを大前提に、保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、将来的な小・中学校の在り方について今後も丁寧に議論していく必要があります。

こうした社会情勢に対応するための取組を検討する一方で、GIGAスクール構想のさらなる推進や教職員の働き方改革、部活動の地域移行など、学校教育をより充実させるために取り組むべき課題は多くあります。令和5年度は、子供たちに対する食育の一環として、地産地消で郷土料理や地元食材を取り入れたふるさと給食を拡充し、子供たちがこれまで以上に地元食材に触れる機会を増やすことで郷土への愛着を深めていただくこと、また併せて地元の食材関係事業者の活性化を目指してまいります。

最後になりますが、市の文化財振興についてです。

従来の文化財の維持・保存から市内各地の文化財を公開・活用することへと切り替えていくための新たな計画、文化財保存活用地域計画の策定に向けて、令和5年度は教育委員会に文化財振興準備室を立ち上げ、新たに文化財調査員を確保するなどして、令和6年度の文化財振興課創設

に向けた準備を行い、下呂ふるさと歴史記念館の活用計画をはじめ、市が保管する収蔵資料の整理や新たな文化財の掘り起こし・調査などに取り組んでまいります。

以上、主要な事業の一部について、その概要を申し上げました。スマート物流、クアオルト健康ウォーキング、森林サービス産業など、まだこれから検討していく段階で、今回提案いたしました令和5年度当初予算案には盛り込まれていないものも含まれますが、今後、市としても関係者との連携を図りながら力を入れて推進していきたい新たな分野として、この場をお借りして簡単に触れさせていただきました。

令和5年度に実施する全ての事業費を積み上げますと、一般会計の予算額は228億9,000万円で、前年度対比8億1,000万円、3.4%の減であり、合併後過去5番目の予算規模となっております。これらの財源としましては、国・県の補助金、有利な市債や基金の計画的な活用を見込んでおります。

このうち市債は、将来を見据えたまちづくりや地域振興を推進するために、令和3年度に創設しました地域振興基金への計画的な積立てに合併特例債9億2,700万円と昨年度と同額の活用を見込んでおりますが、一方で公共施設の施設整備等のハード事業に係る市債発行は1億8,500万円ほど縮減し、発行予定額は総額26億5,900万円で、対前年度比として4億4,000万円の減額となりました。

基金は、保育士の配置や子育て応援給食などの子育て支援に加え、ふるさと寄附金の推進などに特定目的基金7億7,400万円を、行政サービスの維持・向上に向け、一般会計全体として財政調整基金6億円を計画的に活用し、繰入額は合計で13億7,400万円、対前年度比2,800万円の減額となり、前年度に引き続き計画的な活用と将来への温存のバランスに配慮いたしました。

このほか、一般会計の主な歳入のうち市税は43億500万円の計上となり、うち個人市民税が対前年度比5,700万円の増額、固定資産税については3,100万円の減額で、市税全体で8,200万円の増額を見込んでおります。

また、譲与税や交付金の予算額は、対前年度比1,600万円の増額となり、市税と譲与税、交付金を合わせた予算額は、対前年度比9,900万円の増を見込んでおります。

歳入のおよそ3分の1を占める地方交付税のうち普通交付税は、対前年度比295万円の微増で同規模程度を見込んでおりますが、国の令和5年度地方財政計画では、地方交付税の総額を増額する一方で、臨時財政対策債を大幅に抑制するとしていることを踏まえ、臨時財政対策債は対前年度比2億9,400万円の減額を見込み、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた予算額は、前年度比2億9,100万円の減としております。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

また、今年度、市政を強力に進めていくために大幅な組織改編を行ったところですが、令和5年度につきましてはグリーントランスフォーメーションに代表される環境対策と将来にわたって持続可能な運営を図っていく必要がある上下水道事業の分野をそれぞれより専門性を高めながら推進していく必要があることから、現在の環境水道部を2つの部に分け、それぞれに部長を置く体制へと切り替えるなど、今後ともきめ細かい市民サービスの向上に努めてまいります。

以上、令和5年度の市政運営の基本方針並びに主要な施策の概要について御説明を申し上げましたが、こうした施策の推進に当たりましては、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠と考えております。

将来にわたって持続可能な下呂市の実現に向け全力で取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬ御支援を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度の施政方針の御説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

◎議第17号から議第19号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第24、議第17号 財産の譲与について、日程第25、議第18号 財産の譲与について、日程第26、議第19号 財産の譲与について、以上3件を一括議題といたします。

最初に、議第17号及び議第18号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の19ページをお開きください。

議第17号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1. 譲与する財産でございます。土地で、下呂市萩原町上呂字山本704番地、337平米、下呂市萩原町上呂字山本715番地、231平米、下呂市萩原町上呂字十八相1111番地1、106平米の3筆です。

2. 譲与する相手方は、下呂市萩原町上呂678番地1、上上呂公民館、上上呂区（認可地縁団体）、代表者 桂川善幸氏で、3. 譲与する理由は、長年にわたり地元区民が維持管理してきた墓地について、認可地縁団体として法人格を取得した上上呂区が今後も引き続き墓地経営を行う方針を明確にされたため譲与するもの。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

議第18号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1. 譲与する財産でございます。下呂市有線テレビ施設及び伝送路。詳細は別紙のとおりでございます。

2. 譲与する相手方は、岐阜県岐阜市須賀1丁目2番地16号、シーシーエヌ株式会社、代表取締役 都島國雄氏で、3. 譲与する理由は、下呂市有線テレビ施設を活用したサービスを市民に安定的かつ継続的に提供すること、及び技術革新に対応したさらなるサービス向上を目指して施設を譲与するものです。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第19号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（遠藤英幸君）

それでは、議案書23ページをお開きください。

議第19号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1. 譲与する財産、建物でございます。下呂市小坂町赤沼田602番地、赤沼田消防機庫、鉄骨造平家建て、21.6平米でございます。

2. 譲与する相手方、下呂市小坂町赤沼田605番地1、赤沼田区（認可地縁団体）でございます。代表者 中村広文氏。

3. 譲与する理由、下呂市消防団小坂方面隊第2分団第1部（長瀬・赤沼田）消防詰所の竣工に伴い、既存消防機庫の廃止が決定したが、上記団体より地元防災施設として使用したい旨の要望があり、譲与するものでございます。令和5年2月24日提出。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議よろしく願いたします。

○議長（今井政良君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第17号から議第19号までの3件については、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第20号から議第22号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第27、議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について、日程第28、議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、日程第29、議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、以上3件を一括議題といたします。

最初に、議第20号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議案書の25ページをお開きください。

議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム、ぬく森の里運動公園。

2. 指定管理者となる団体の名称、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表、株式会社スポーツマックス、代表取締役 兵藤大二郎。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年間でございます。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第21号及び議第22号について提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

それでは、議案書の27ページをお開きください。

議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市道の温泉駅「かれん」。

2. 指定管理者となる団体の名称、富山県富山市湊入船町3番地30号、株式会社ジェック経営コンサルタント、代表取締役 山瀬孝。

3. 指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで5年です。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

引き続き、議案書の29ページをお開きください。

議第22号 下呂市飛驒小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市飛驒小坂ふれあいの森。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町湯屋745番地3、合同会社灯りや、代表社員 高瀬孝造。

4. 指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年。令和5年2月24日提出。
提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第20号から議第22号までの3件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第23号から議第43号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第30、議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第29号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について、日程第37、議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について、日程第38、議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、日程第39、議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、日程第40、議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第42号 下呂市ふ

れあい広場条例について、日程第50、議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、以上21件を一括議題といたします。

最初に、議第23号から議第31号までの9件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

それでは、議案書の31ページをお開きください。

議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。令和4年度の人事院勧告に準じて下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行ったことに伴い、第2号会計年度任用職員に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、別表第1で、給料月額を常勤職員と同様に引き上げるため、給料表を改正いたします。

附則関係では、施行日を規定いたします。

次に、37ページをお願いいたします。

議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、本則で、定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象職員の年齢の規定を改めます。

附則関係では、施行日及び当分の間、定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象職員の年齢の基準を60歳、下呂市立金山病院及び下呂市立小坂診療所の医師及び歯科医師は65歳とする経過措置を規定いたします。

次に、41ページをお願いいたします。

議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。職員の定年を引き上げるに当たり、職員の退職管理に関し必要な文言整理を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、条例本文中の「公平委員会規則」を「規則」に改めます。

附則関係で、施行日を規定いたします。

次に、45ページをお願いいたします。

議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。内国旅行の旅費における非常勤の特別職職員の日当の額を、常勤の特別職及び職員と同水準にするため、該当条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、別表第1で、非常勤の特別職職員の日当の額を規定します。

附則関係では、施行日及び適用日を規定いたします。

次に、49ページをお願いいたします。

議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。非常勤の特別職の費用弁償の見直し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進協議会委員の追加、介護保険事業計画策定委員の報酬の見直し及び持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例を改正するものでございます。

概要としましては、別表で、費用弁償を下呂市職員等の旅費に関する条例に規定する行政職給料表の7級の職務に当たる者の旅費の例によるものと規定、成年後見制度利用促進協議会委員の追加及び介護保険事業計画策定委員に学識経験者の追加、「下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会委員」を「下呂市立金山病院経営強化プラン策定及び評価委員会委員」に改めます。

附則関係では、施行日及び適用日を規定いたします。

次に、55ページをお願いいたします。

議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。下呂市議会議員の市内旅行における費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を引用しているため、同条例の改正に伴い、当該条例を改正するものでございます。

概要としましては、別表で、下呂市議会議員の費用弁償について、下呂市職員等の旅費に関する条例に規定する市長等に支給する旅費の例によるものと規定します。

附則関係で、施行日及び適用日を規定します。

次に、59ページをお願いいたします。

議第29号 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例について。

下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。
提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律の改正により国、民間、地方公共団体での個人情報の取扱いが一元化されることに伴い、当該条例を制定するものでございます。

概要としましては、本則で、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を規定します。

附則関係で施行日を規定し、新しい条例の制定に伴い旧条例の廃止、廃止前の規定に違反する行為に対する罰則について経過措置を規定します。

他条例の引用先を新条例に改めます。

次に、65ページをお願いします。

議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について。

下呂市個人情報保護審査会条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律の改正により国、民間、地方公共団体での個人情報の取扱いが一元化されることに伴い、当該条例を制定するものでございます。

概要としましては、本則で、下呂市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定める。

附則関係で、施行日及び下呂市個人情報保護条例の廃止に伴い、審査会の委員の委嘱及び施行日前に行った諮問についての経過措置を規定いたします。

次に、73ページをお願いします。

議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について。

下呂市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。市債権の督促に係る手数料を廃止することにより、事務の効率化、利便性の向上を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、本則で、各条例で定める督促手数料の廃止及び削除を規定します。

附則関係で、施行日及び施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、従前のとおり徴収する経過措置を規定いたします。

以上でございます。9議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第32号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議案書の79ページをお開きください。

議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり定める。
令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。下呂市有線テレビ施設を活用したサービスを市民に安定的かつ継続的に提供すること、及び技術革新に対応したさらなるサービス向上を目指して施設を譲与するため、当該条例を廃止するものです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井政良君）

次に、議第33号及び議第34号について提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

それでは、議案書の85ページをお開きください。

議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について。

下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。指定管理者が管理・運営を行うことになっている同施設について、市の直営とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、下呂市金山温泉スタンドを市の管理運営とするため、指定管理者に係る条文を削除するとともに、施設の使用時間を改め、使用料、使用料の減免、使用の休止等について定めるものでございます。

引き続き、89ページをお開きください。

議第34号でございます。下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について。

下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。当該施設の名称を利用者にとって分かりやすい名称に変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、施設の名称を「下呂市道の温泉駅「かれん」」から、道の駅の名称と同じ「下呂市飛驒金山ぬくもりの里温泉」に改めるものでございます。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（今井政良君）

次に、議第35号及び議第36号について提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

議案書の93ページをお願いいたします。

議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。令和5年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例

の一部を改正するものでございます。

概要としましては、本則で、医療費給付分の資産割を廃止するものでございます。

附則関係では、この条例の施行日を規定するもので、改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

続きまして、議案書97ページをお願いいたします。

議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金が引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、本則で、出産育児一時金の支給額について、現行の「40万8,000円」から「48万8,000円」に改正するものでございます。

附則関係では、この条例の施行日を規定するもので、この条例の施行期日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第37号から議第41号までの5件について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 稔君）

それでは、議案書の101ページをお願いいたします。

議第37号です。下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由です。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく下呂市成年後見制度利用促進協議会の設置及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例の一部を改正するもの。

本条例案は、下呂市の附属機関として下呂市成年後見制度利用促進協議会の新規追加と、「下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会」を「下呂市立金山病院経営強化プラン策定及び評価委員会」に名称変更するものです。

施行日は、令和5年4月1日としております。

続いて、議案書105ページをお願いいたします。

議第38号でございます。下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由です。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に準じ、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例案ですが、施設の管理者による懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定を削除し、法定代理受領の場合に特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を要しない場合をただし書で加えたものです。

施行日は、公布の日としております。

次に、議案書109ページをお願いいたします。

議第39号でございます。下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由です。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に準じて、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例案の概要です。

まず利用者の安全確保を図るため、安全計画の策定と計画に準じた必要な措置、利用者の事業所外での活動のために自動車を運行する場合には、点呼等により利用者の所在を確認することについて義務として定めております。

また、感染症や自然災害等の発生時における業務の継続や非常時における早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定と計画に準じた必要な措置、職員に対する感染症の予防等のための研修や訓練等の定期的な実施については努力義務として定めております。

以上について、一部の経過措置はありますが、施行日を令和5年4月1日としております。

続いて、議案書の115ページをお願いいたします。

議第40号でございます。下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に準じ、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例案の概要です。

前の議案と同様の安全計画の策定と必要な措置、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認に加え、自動車における利用乳幼児の見落とし防止のためのブザー等の装置の設置と、その活用について、義務として定めております。

そのほか、管理者の懲戒に係る権限の濫用禁止規定は削除し、職員に対する感染症の予防等のための研修や訓練の定期的な実施を努力義務として定めています。

施行日は令和5年4月1日としておりますが、自動車のブザー等の設置については、やむを得ない事情がある場合は令和6年3月31日までの間、代替措置を条件に猶予することとしております。

次に、121ページをお願いいたします。

議第41号でございます。下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について。

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由です。中原小学校の閉校に伴い、中原めだかクラブを閉鎖するため、及び利用料金の改定を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例の概要です。

条例中、別表1から中原めだかクラブを削除いたします。

また、別表2については、利用料金について、年間利用者の月額「5,000円」を「4,000円」にするなど、全ての区分で従前の8割程度の料金に改定をしております。

施行日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第42号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

議案書125ページをお開きください。

議第42号 下呂市ふれあい広場条例についてです。

下呂市ふれあい広場条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。下呂市ふれあい広場を設置するに当たり、施設の目的、使用等に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものです。

次に、概要です。

下呂市森地内、旧あさぎり荘跡地に建設しました下呂市ふれあい広場は、これまで（仮称）イベント広場としていましたが、名称を公募し、下呂市ふれあい広場と決定したところです。

この施設は、市民と観光客に憩いと相互の交流の場となるようにと建設をしたものです。そのため、今後の利用について、許可を受けて使用していただく場合などについて規定を定めるものです。

また、附則関係では施行日を定めるものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井政良君）

次に、議第43号について提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田代浩弉君）

議案書131ページを御覧ください。

議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について。

下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年2月24日提出。
提案理由でございます。下呂市の登録文化財について新たに規定するため、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、新たに登録文化財の章を加え、下呂市登録文化財の登録、抹消について条文を追加します。あわせて、下呂市文化財審議会の諮問内容に登録・抹消について加えます。

附則関係は、施行日を規定します。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井政良君）

これより本21件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第23号から議第43号までの21件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は午後3時45分といたします。

午後3時33分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（今井政良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第44号及び議第45号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第51、議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第52、議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

議第44号及び議第45号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議案書の137ページをお開きください。

議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和5年度下呂市一般会計は、次のとおり令和5年度下呂市水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額 1億6,380万円。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。簡易水道事業について料金収入等の全ての収入を充てても経常損失が見込まれるため、簡易水道事業債元利償還金全額を、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議会の議決を求めるものです。

引き続きまして、議案書の139ページをお開きください。

議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和5年度下呂市一般会計は、次のとおり令和5年度下呂市下水道事業会計へ繰り出しするものとする。

繰出額 1億3,462万7,000円。令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（今井政良君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第44号及び議第45号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第46号から議第57号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政良君）

日程第53、議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算、日程第54、議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第55、議第48号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第56、議第49号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第57、議第50号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第58、議第51号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第59、議第52号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第60、議第53号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第61、議第54号 令和5年度下呂市水道事業会計予算、日程第62、議第55号 令和5年度下呂市下水道事業会計予算、日程第63、議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第64、議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

議第46号から議第57号までの12件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、ただいま上程されました議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算から議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で説明を申し上げます。

まずは、一般会計予算書の1ページをお開きください。

議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億9,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為は、第2表 債務負担行為、第3条の地方債は、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税は43億537万3,000円、2款地方譲与税は3億5,678万6,000円、7款地方消費税交付金は8億2,000万円を計上しました。

3ページをお願いいたします。

11款地方交付税は87億5,287万円で、内訳として普通交付税は81億5,287万円、特別交付税は6億円を計上しました。

13款分担金及び負担金は1億1,426万1,000円、14款使用料及び手数料は3億8,543万1,000円、15款国庫支出金は16億2,445万4,000円を計上しました。

4ページをお願いします。

16款県支出金は13億463万8,000円、19款繰入金は13億7,634万円、20款繰越金は4億円、21款諸収入は6億1,745万5,000円、22款市債は26億5,907万6,000円を計上しました。

6ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費は1億2,382万3,000円、2款総務費は41億2,814万4,000円、3款民生費は56億4,248万4,000円、4款衛生費は27億2,638万5,000円、5款労働費は1,036万2,000円を計上しました。

7ページをお願いします。

6款農林水産業費は18億3,432万9,000円で、農業費は12億6,028万1,000円を、林業費は5億7,404万8,000円を計上しました。

7款商工費は8億2,716万9,000円、8款土木費は25億1,696万5,000円、9款消防費は10億2,588万7,000円、10款教育費は15億6,265万8,000円を計上しました。

8 ページをお開きください。

12款公債費は24億6,079万4,000円、14款予備費は3,000万円を計上しました。

続いて、9 ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。令和5年度におきましては、15件の債務負担行為を予定しております。

10ページをお開きください。

第3表 地方債で、臨時財政対策債のほか、地域振興基金事業、環境衛生施設整備事業、道路橋梁整備事業などで26億5,907万6,000円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、予算特別委員会におきまして御審議をいただくことになるとお思いますので、省略をさせていただきます。

少し飛びますが、281ページをお開きください。

ここからは、特別職、一般職、会計年度任用職員を含みますが、こちらの給与費明細書でございます。

少し飛びますが、294ページをお開きください。

ここから299ページまでは、債務負担行為の当該年度分と過年度分の調書でございます。

次に、300ページをお開きください。

地方債の調書で、表の右下が令和5年度末の起債残高見込額で、229億8,018万1,000円でございます。

以上で、一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、特別会計と公営企業会計について説明を申し上げます。

それでは、令和5年度下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の1 ページをお願いいたします。

議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ34億4,106万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

2 ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税5億8,733万8,000円、6款県支出金24億8,628万8,000円、9款繰入金3億3,695万4,000円、10款繰越金3,000万円を計上しました。

4 ページをお開きください。

歳出の主なものは、2款保険給付費24億676万5,000円、3款国民健康保険事業費納付金8億6,960万6,000円を計上しました。

続きまして、37ページをお開きください。

議第48号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,636万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

38ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料4億2,359万4,000円、4款繰入金1億7,115万7,000円を計上しました。

39ページへ参りまして、歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で5億8,738万円を計上しました。

次に、51ページをお開きください。

議第49号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,950万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

52ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款サービス収入1億944万7,000円、6款繰入金1億1,002万9,000円を計上しました。

53ページ参りまして、歳出の主なものは、2款サービス事業費で1億7,927万7,000円を計上しました。

続いて、81ページをお開きください。

議第50号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億783万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

82ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款保険料6億9,631万6,000円、4款国庫支出金8億7,429万1,000円、5款支払基金交付金9億2,594万8,000円、6款県支出金4億9,483万1,000円、10款繰入金5億9,606万円を計上しました。

84ページをお開きください。

歳出の主なものは、2款保険給付費33億6,790万5,000円、5款地域支援事業費8,941万7,000円を計上しました。

次に、129ページをお開きください。

議第51号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,882万円と定めるものでございます。

第2条は地方債で、起債の目的等は第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金 の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

130ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款診療収入1億5,602万1,000円、7款繰入金1億2,040万3,000円を計上しました。

131ページへ参りまして、歳出の主なものは、2款医業費で2億1,416万2,000円を計上しました。

続きまして、132ページをお開きください。

第2表 地方債で、診療施設整備事業540万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

続いて、161ページをお開きください。

議第52号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540万円と定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

162ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、2款繰入金で460万円を計上しました。

続きまして、163ページを御覧ください。

歳出の主なものは、1款総務費で209万円、3款諸支出金で227万5,000円を計上しました。

続きまして、173ページをお開きください。

議第53号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,066万円と定めるものでございます。令和5年2月24日提出。

174ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

上段の歳入の主なものは、3款諸収入で1億3,062万5,000円を計上しました。

下段の歳出の主なものは、1款学校給食費で1億4,046万円を計上しました。

次は公営企業会計の予算となります。

179ページをお開きください。

議第54号 令和5年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万3,147件、年間の総給水量445万2,286立方メートル、

1日平均給水量1万2,198立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業費は、1億8,119万3,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、水道事業収益9億336万円、支出は、水道事業費用13億1,485万1,000円を予定しています。

180ページへ参りまして、第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は4億9,099万4,000円、支出は5億7,863万5,000円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額8,764万1,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金6,809万3,000円及び消費税資本的収支調整額1,954万8,000円で補填します。

第5条は企業債で、簡易水道施設整備工事として1億7,060万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

181ページへ参りまして、第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めています。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額を2,990万2,000円に、第10条は、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めています。令和5年2月24日提出。

続きまして、217ページをお開きください。

議第55号 令和5年度下呂市下水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、排水件数9,405件、年間の総排水量424万1,428立方メートル、1日平均排水量1万1,620立方メートルを予定しています。主要な建設改良事業費は、3,100万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下水道事業収益12億3,836万1,000円、支出は、下水道事業費用18億1,620万9,000円を予定しています。

218ページへ参りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入は11億5,656万4,000円、支出は11億6,014万9,000円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額358万5,000円は、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填します。

第5条は企業債で、建設改良企業債1,170万円、資本費平準化債3億3,280万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

219ページへ参りまして、第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用ができる場合を定めています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第9条は、一般会計から補助を受ける金額を2億6,761万5,000円に、第10条では、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めています。令和5年2月24日提出。

続きまして、255ページをお開きください。

議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数15万6,000人、1日平均入場者数427人を予定しています。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下呂温泉合掌村事業収益2億3,783万円、支出は、下呂温泉合掌村事業費用2億1,719万7,000円を予定しています。

256ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、支出は3,036万円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額3,036万円は、過年度分損益勘定留保資金2,760万円及び消費税資本的収支調整額276万円を補填します。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円と定めています。令和5年2月24日提出。

続きまして、289ページをお開きください。

議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数は、入院2万1,900人、外来3万6,450人、1日平均患者数は、入院60人、外来150人を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、病院事業収益15億2,353万3,000円、290ページへ参りまして、支出は、病院事業費用15億2,678万1,000円を予定しています。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入は1億4,980万8,000円、支出は2億678万4,000円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額5,697万6,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

第5条は企業債で、医療機器等整備事業として6,420万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

291ページへ参りまして、第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を9,548万2,000円と定めています。令和5年2月24日提出。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（今井政良君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第46号から議第57号までの12件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第46号から議第57号までの12件については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（今井政良君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月9日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時18分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月24日

議 長 今 井 政 良

署名議員 2番 田 口 琢 弥

署名議員 3番 飯 塚 英 夫